

## 平成30年第1回砂川市議会定例会

平成30年3月8日（木曜日）第4号

### ○議事日程

#### 開議宣告

- 日程第 1
- 議案第13号 砂川市指導主事の給与に関する条例の制定について
  - 議案第14号 砂川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
  - 議案第15号 砂川市庁舎建設検討審議会条例を廃止する条例の制定について
  - 議案第16号 砂川市事務分掌条例等の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第17号 砂川市北地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第18号 砂川市南地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第19号 砂川市場外離着陸場条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第20号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第21号 砂川市基金条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第22号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第23号 砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第24号 砂川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第25号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第26号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第27号 砂川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第28号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 29 号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 30 号 砂川市北吉野コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 31 号 砂川市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 32 号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 33 号 砂川市移住定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 34 号 砂川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 35 号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第 36 号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第 37 号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第 38 号 砂川市オートスポーツランドの指定管理者の指定について
- 議案第 39 号 砂川市老人憩の家の指定管理者の指定について
- 議案第 40 号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第 41 号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 議案第 42 号 市道路線の認定について
- 議案第 7 号 平成 30 年度砂川市一般会計予算
- 議案第 8 号 平成 30 年度砂川市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 9 号 平成 30 年度砂川市下水道事業特別会計予算
- 議案第 10 号 平成 30 年度砂川市介護保険特別会計予算
- 議案第 11 号 平成 30 年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 12 号 平成 30 年度砂川市病院事業会計予算
- 散会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 13 号 砂川市指導主事の給与に関する条例の制定について
- 議案第 14 号 砂川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 議案第 15 号 砂川市庁舎建設検討審議会条例を廃止する条例の制定について

て

- 議案第16号 砂川市事務分掌条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 砂川市北地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 砂川市南地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 砂川市場外離着陸場条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 砂川市基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第24号 砂川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第25号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第26号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第27号 砂川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第28号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第29号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第30号 砂川市北吉野コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第31号 砂川市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第32号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第33号 砂川市移住定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第34号 砂川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について  
 議案第35号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について  
 議案第36号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について  
 議案第37号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について  
 議案第38号 砂川市オートスポーツランドの指定管理者の指定について  
 議案第39号 砂川市老人憩の家の指定管理者の指定について  
 議案第40号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定について  
 議案第41号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更について  
 議案第42号 市道路線の認定について  
 議案第 7号 平成30年度砂川市一般会計予算  
 議案第 8号 平成30年度砂川市国民健康保険特別会計予算  
 議案第 9号 平成30年度砂川市下水道事業特別会計予算  
 議案第10号 平成30年度砂川市介護保険特別会計予算  
 議案第11号 平成30年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算  
 議案第12号 平成30年度砂川市病院事業会計予算

○出席議員（12名）

議 長	飯 澤 明 彦 君	副議長	水 島 美喜子 君
議 員	増 井 浩 一 君	議 員	多比良 和 伸 君
	中 道 博 武 君		佐々木 政 幸 君
	武 田 真 君		武 田 圭 介 君
	辻 勲 君		北 谷 文 夫 君
	沢 田 広 志 君		小 黒 弘 君

○欠席議員（1名）

増 山 裕 司 君

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	善 岡 雅 文
砂川市教育委員会教育長	高 橋 豊

砂川市監査委員	栗井久司
砂川市選挙管理委員会委員長	其田晶子
砂川市農業委員会会長	関尾一史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長	角丸誠一
病院事業管理者	小熊豊
総務部長兼会計管理者	熊崎一弘
総務部審議監	近藤恭史
市民部長	中村一久
経済部長	福士勇治
建設部長	湯浅克己
建設部技監	荒木政宏
病院事務局長	氏家実
病院事務局審議監	朝日紀博
病院事務局審議監	山田基
総務課長	東正人
政策調整課長	井上守

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育次長	河原希之
------	------

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局長	堀田一茂
--------	------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	熊崎一弘
-------------	------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長	福士勇治
-----------	------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局次長	川端幸人
事務局主幹	山崎敏彦
事務局係長	渡部秀樹

開議 午前 9時59分

◎開議宣告

○議長 飯澤明彦君 おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席、遅参等の届け出のあった方を事務局次長に報告させます。

○議会事務局次長 川端幸人君 本日の会議に欠席及び遅参と届け出のありました議員は、欠席は増山裕司議員であります。遅参は沢田広志議員であります。

○議長 飯澤明彦君 議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

- ◎日程第1
- 議案第13号 砂川市指導主事の給与に関する条例の制定について
  - 議案第14号 砂川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
  - 議案第15号 砂川市庁舎建設検討審議会条例を廃止する条例の制定について
  - 議案第16号 砂川市事務分掌条例等の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第17号 砂川市北地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第18号 砂川市南地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第19号 砂川市場外離着陸場条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第20号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第21号 砂川市基金条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第22号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第23号 砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第24号 砂川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第25号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第26号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第27号 砂川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第28号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第29号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第30号 砂川市北吉野コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第31号 砂川市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第32号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第33号 砂川市移住定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第34号 砂川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第35号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第36号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第37号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第38号 砂川市オートスポーツランドの指定管理者の指定について
- 議案第39号 砂川市老人憩いの家の指定管理者の指定について
- 議案第40号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第41号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 議案第42号 市道路線の認定について
- 議案第7号 平成30年度砂川市一般会計予算

議案第 8号 平成30年度砂川市国民健康保険特別会計予算

議案第 9号 平成30年度砂川市下水道事業特別会計予算

議案第10号 平成30年度砂川市介護保険特別会計予算

議案第11号 平成30年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算

議案第12号 平成30年度砂川市病院事業会計予算

○議長 飯澤明彦君 日程第1、議案第13号 砂川市指導主事の給与に関する条例の制定について、議案第14号 砂川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、議案第15号 砂川市庁舎建設検討審議会条例を廃止する条例の制定について、議案第16号 砂川市事務分掌条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第17号 砂川市北地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号 砂川市南地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 砂川市場外離着陸場条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号 砂川市基金条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号 砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号 砂川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第26号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第27号 砂川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第28号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について、議案第29号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定について、議案第30号 砂川市北吉野コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について、議案第31号 砂川市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第32号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第33号 砂川市移住定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第34号 砂川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、議案第35号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第36号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第37号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第38号 砂川市オートスポーツランドの指定管理者の指定について、議案第39号 砂川市老人憩いの家の指定管理者の指定について、議案第40号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第41号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更について、議案第42号 市道路線の認定について、議案第7



号 平成30年度砂川市一般会計予算、議案第8号 平成30年度砂川市国民健康保険特別会計予算、議案第9号 平成30年度砂川市下水道事業特別会計予算、議案第10号 平成30年度砂川市介護保険特別会計予算、議案第11号 平成30年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算、議案第12号 平成30年度砂川市病院事業会計予算の36件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 私からは、総務部で所管いたします8議案について順次説明を申し上げます。

初めに、議案第13号 砂川市指導主事の給与に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

制定の理由は、教育委員会事務局に配置している指導主事の給与について、北海道学校職員の給与に関する条例または市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例を適用させるため、本条例を制定しようとするものであります。

初めに、本条例を制定する経過についてであります。これまで指導主事につきましては、砂川市職員諸給与条例の規定に基づき給与を支給してきましたが、今後管理職経験のある教職員を継続して任用するに当たり、現行の給料表での対応が困難となることから、本条例を制定するに至ったものであります。

次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市指導主事の給与に関する条例であります。第1条は制定の趣旨についての定めであり、この条例は、砂川市教育委員会事務局の指導主事の給与に関し必要な事項を定めるものであります。

次に、第2条は、この条例の適用を受ける職員についての定めであり、この条例の適用を受ける指導主事は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条第2項に規定する指導主事のうち、北海道教育庁の職員、北海道立学校の教育職員または北海道市町村立学校の教育職員から引き続き市の職員として任用された者とするものを定めたものであります。

次に、第3条は、給与の支給についての定めであり、第1項は、指導主事の給料表は、北海道学校職員の給与に関する条例または市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例に規定する給料表を準用することを定めたものであります。第2項は、前項に規定するもののほか、指導主事に支給する給与及びその額の算出については、学校職員給与条例の例によることを定めたものであります。

次に、第4条は、職務についての定めであり、指導主事の職務は、砂川市職員諸給与条例別表第6に定めるア、行政職給料表等級別基準職務表の職務の級5級または6級に相当するものとするものを定めたものであります。

次に、第5条は、初任給、昇格、昇給等の基準についての定めであり、指導主事の初任

給、昇格、昇給等の基準は、学校職員給与条例の例によることを定めたものであります。

次に、第6条は、委任についての定めであり、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるものであります。

附則として、第1項は、この条例の施行期日についての定めであり、この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。

第2項は、砂川市職員諸給与条例の一部改正についての定めであり、別表第6（第3条の2関係）ア、行政職給料表等級別基準職務表4級の項中「、指導主事」を削り、同表5級の項中「、困難な業務を行う指導主事又は」を「又は困難な業務を行う」に改めるものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第15号 砂川市庁舎建設検討審議会条例を廃止する条例の制定についてご説明を申し上げます。

廃止の理由であります。砂川市庁舎建設検討審議会を廃止するため、本条例を廃止するものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市庁舎建設検討審議会条例を廃止する条例であります。

砂川市庁舎建設検討審議会条例は、廃止するものであります。

附則として、第1項は、施行期日であり、この条例は、公布の日から施行するものであります。

第2項は、砂川市特別職の職員で非常勤のものとの給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。別表（第2条関係）中、庁舎建設検討審議会委員の項を削るものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第16号 砂川市事務分掌条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、本市組織機構を見直し、行政事務の効率化を図るとともに、条文の適正化を図るため、砂川市事務分掌条例及び関係する砂川市福祉施設整備審議会条例の一部を改正しようとするものであります。

初めに、本条例を制定する経過についてであります。本市においては、平成16年度に企業立地推進室を経済部に統合して以降、部の名称を改めたことはございましたが、部の再編等の見直しは行っていないのが現状でございます。しかし、この間、少子高齢化の進行など社会情勢の変化、新たな行政課題及び多様化する市民ニーズへの対応を図るため、特に市民部においては高齢者いきいき支え合い事業、病児・病後児保育事業、子ども・子育て支援法の施行に伴う対応、国保の特定健診受診率の向上に向けた取り組みなど、高齢者及び子育て支援対策の拡充、健康づくり及び栄養、食生活改善に関する取り組みの強化

を図ってきているところであり、市民部内の業務がより広範囲で過大となっていております。この傾向は総務部においても同様であり、結果として両部においては事務事業量の増加に伴い職員数も増加傾向にあることから、各部の組織バランスについて平準化を図ることが課題となっていたところでもあります。これらの状況を踏まえながら、今後においても限られた職員数で多様化する行政課題及び市民ニーズに対してより一層迅速、柔軟な対応を図るとともに、将来を見据えた、より効率的な組織機構を構築するため、本条例を制定するに至ったものであります。

次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市事務分掌条例等の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては、3ページ、議案第16号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右が改正後となっております。改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。なお、今議会において提案いたします条例改正の附属説明資料については全て同様でありますので、ご承知お願いいたします。

第1条は、砂川市事務分掌条例の一部改正であり、第1条は、部の設置についての定めであり、新たに保健福祉部を設置することに伴い、第1条中、市民部の次に保健福祉部を加えるものであります。

次に、第2条は、事務分掌についての定めであり、新たに保健福祉部を設置すること及び税務課の事務分掌を総務部から市民部に移行することに伴い、総務部の項中「第6号市税に関する事項」を削り、第7号を第6号とし、第8号から第13号までを1号ずつ繰り上げ、同条、市民部の項第2号中「国民健康保険」の次に「及び後期高齢者医療」を加え、同項中第9号を市税に関する事項に改めるものであります。また、市民部から保健福祉部に事務分掌を移行することに伴い、市民部の項中第10号から第12号までを削り、市民部の項の次に保健福祉部の項として第1号から第4号までを加えるものであります。

次に、第3条は、委任についての定めであり、条文の適正化を図るため、「市長が別に定める」を「規則で定める」に改めるものであります。

第2条は、砂川市福祉施設整備審議会条例の一部改正であり、第6条は庶務についての定めであり、新たに保健福祉部を設置することに伴い、「市民部」を「保健福祉部」に改めるものであります。

附則として、この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第20号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、事務事業量に見合った人員配置に伴う市長の事務部局の職員及び診療体制の充実・強化に伴う市立病院の職員の増員による職員定数の見直しを図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市職員定数条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては、3ページ、議案第20号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。

第3条は、職員の定数についての定めであり、第1号の市長の事務部局の職員定数について160人を5人増員し、165人に改めるものであります。その内訳であります。アの一般会計に属する職員定数について150人を5人増員し、155人に改めるものであります。次に、第7号の市立病院の職員定数について750人を40人増員し、790人に改めるものであります。市長の事務部局については、事務事業量に見合った職員の配置や新たな行政課題に対応するための職員の配置等を予定していることから、職員定数を5人増員するものであります。また、市立病院については、地域完結型医療の中心的役割を果たすため、高度急性期から回復期、在宅医療まで広い範囲をカバーする体制を、多様な働き方をする職員が疲弊することなく働き続けることができる職場環境をつくることを目的に、医師5人、看護師25人、薬剤師2人、理学療法士2人、医療ソーシャルワーカー2人、臨床心理士1人、介護福祉士3人の医療従事者を確保する必要があることから、市立病院の職員定数を40人増員するものであります。

附則として、この条例は、30年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第21号 砂川市基金条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

改正の理由であります。国民健康保険法の一部が改正され、北海道が国民健康保険の財政運営の責任主体となるため、市町村保険給付費の増加に備えた準備金の積み立てが不要になることから、砂川市国民健康保険基金に積み立てる収入または基金の額の規定を改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市基金条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては、3ページ、議案第21号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。

別表、砂川市国民健康保険基金の項中、積み立てる収入又は基金の額欄を「砂川市国民健康保険特別会計予算に定める額、毎年度の決算剰余金の範囲内の額及び基金の運用から生ずる収益」に改めるものであります。

附則として、この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第22号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関す

る法律の一部が改正されたことに伴い、題名等を改めるとともに、条文の適正化を図るため、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページをお開きいただきたいと存じます。企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては、次ページ、議案第22号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。

題名を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例」に改めるものであります。

第1条は、趣旨の定めであり、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に、「第20条」を「第25条」に、「第5条第5項」を「第4条第6項」に、「同法第5条第2項第2号の集積区域」を「同条第2項第1号の基本計画の対象となる区域」に、「同意集積区域」を「促進区域」に改めるものであります。

第2条は、課税免除の定めであり、第1項中「同意集積区域」を「促進区域」に改め、「(以下「同意日」という。）」を削り、「第5条第2項第5号の規定に基づき指定集積業種として定められた事業(企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令第4条に規定する業種に限る。以下「特定事業」という。)のための施設のうち省令第3条に規定する対象施設(以下「対象施設」という。)を取得した者」を「第13条第4項又は第7項の承認を受けた者のうち、地域経済牽引事業のための施設(地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号)第2条及び第3条第2項に規定する対象施設(以下「対象施設」という。)を取得したものに、「課する」を「係る」に改め、同条第2項中「当該対象施設」の次に「を取得した者」を加え、「課税する」を「固定資産税を課する」に、「3年度」を「3年度分」に改めるものであります。

第5条は、課税免除の承継の定めであり、第1項中「現に課税免除を受けている」を「現に課税免除の適用を受けている」に、「特定事業」を「地域経済牽引事業」に改め、第2項中「規則の定める」を「規則で定める」に改めるものであります。

第6条は、課税免除の取り消しの定めであり、第1号中「に適合しなくなったと認めるとき」を「の規定による課税免除の要件を欠くことが明らかになったとき」に改めるものであります。

第7条は、委任の定めであり、「市長が別に定める」を「規則で定める」に改めるものであります。

附則第2項のこの条例の失効の定め及び第3項の経過措置の定めを削り、附則第1項の

施行期日の定めの見出し及び項番号を削るものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行し、改正後の地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の規定は、平成29年12月22日以降に取得した対象施設について適用するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第24号 砂川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により、高齢者の医療の確保に関する法律の一部が改正されたことに伴い、保険料を徴収すべき被保険者の規定を改めるとともに、条文の適正化を図るため、砂川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容については、次ページ、議案第24号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。

第2条は、本市において行う事務の定めであり、「の各号」を削るものであります。

第3条は、保険料を徴収すべき被保険者の定めであり、「次の各号に掲げる者」を「次に掲げる被保険者」に改め、第2号を「高齢者の医療の確保に関する法律第55条第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等に入院等をした際市内に住所を有していた被保険者」に改めるものであります。また、同条に第3号として「法第55条第2項第1号（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際市内に住所を有していた被保険者」を、第4号として「法第55条第2項第2号（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った法第55条第2項第2号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際市内に住所を有していた被保険者」を、第5号として「法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により市内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者」の3号を加えるものであります。

第6条は、委任の定めであり、「市長が」を削るものであります。

第9条は、過料の定めであり、第2項中「発布」を、記載のとおり、「発付」に改めるものであります。

附則の第2条を削り、第3条を第2条に改めるものであります。

附則として、この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第41号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更についてご説明申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、砂川市過疎地域自立促進市町村計画を変更することについて議会の議決を求めるものであります。

計画の変更につきましては、過疎対策事業債が過疎地域自立促進市町村計画に基づいて実施する事業を対象とするとされており、計画に登載されていない新たな事業を追加するため、変更を行うものであります。過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により、事前に北海道と協議を行った後に議会の議決が必要とされており、このたび北海道との協議が整いましたので、計画の変更について議会の議決を求めるものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市過疎地域自立促進市町村計画案であります。4、生活環境の整備の(3)計画の表中、自立促進施策区分の3、生活環境の整備の事業名(3)廃棄物処理施設にごみ処理施設、事業内容にクリーンプラザくるくる長寿命化事業、事業主体に組合を追加するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 (登壇) それでは、私から市民部の所管の各議案につきまして順次ご説明申し上げます。

初めに、議案第14号 砂川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

制定の理由であります。地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律により介護保険法の一部が改正されたことに伴い、指定居宅介護支援に関する基準等について市の条例で定めるため、本条例を制定しようとするものであります。

このことについて若干説明を加えさせていただきます。居宅介護支援とは、居宅介護支援事業者により行われるもので、要介護1以上の認定を受けた方が居宅介護サービスを適切に利用できるよう、居宅サービス計画の作成、居宅サービス事業所との連絡調整等、可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう支援するものであります。これまで居宅介護支援事業者の指定は都道府県が行っておりましたが、平成30年度より指定権限が市町村に移行されることから本条例を制定しようとするものであります。居宅介護支援事業者が行うサービスの内容に変更はないことから、サービス利用者への影響はございません。また、本条例は介護保険法の規定による基準をもとに制定するものであります。なお、砂川市独自の規定として、砂川市暴力団排除条例の基本理念に基づき、第3条に暴力団排除に係る規定を加えるとともに、第32条第2項に記録の保存期間を5年間と定めるものであります。

次のページをお開き願います。砂川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する

る基準等を定める条例についてご説明申し上げます。

第1章は、総則であります。第1条は、趣旨の定めであり、この条例は、介護保険法の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者の指定に係る要件並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定めるものであります。

第2条は、定義の定めであり、この条例において使用する用語は、法及び指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準において使用する用語の例によるものであります。

第2章は、指定居宅介護支援事業者の指定に係る申請者の要件であり、第3条は、本条例で定める者は法人とするもので、本市の独自の規定として砂川市暴力団排除条例第2条第4号に掲げる者を除くとするものであります。

第3章は、基本方針であり、第4条第1項は、指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならないとするものであります。

3ページをごらん願います。第2項は、指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならないとするものであります。

第3項は、指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならないとするものであります。

第4項は、指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター、老人福祉法第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならないとするものであります。

第4章は、人員に関する基準であり、第5条は、従業者の員数の定めであり、指定居宅介護支援事業者は、事業所ごとに1人以上の介護支援専門員であって常勤であるものを置かなければならないとするものであります。

第6条は、管理者の定めであり、常勤の管理者を置かなければならないとするものであります。

第2項は、管理者は、介護保険法施行規則に規定する主任介護支援専門員でなければならないとするものであります。

4ページをごらん願います。第5章第7条から第32条は、運営に関する基準の定めで



あります。

6ページをごらん願います。第15条は、指定居宅介護支援の基本取扱方針の定めであります。

第16条は、指定居宅介護支援の具体的取扱方針の定めであります。

12ページをごらん願います。第30条は、事故発生時の対応の定めであり、指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないとするものであります。

13ページをごらん願います。第32条は、記録の整備の定めであり、第2項は、指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、当該提供の完結の日から5年間保存しなければならないとするものであります。

第6章は、基準該当居宅介護支援に関する基準であり、第33条は、準用の定めであります。

第7章は、雑則であり、第34条は、委任の定めであり、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるとするものであります。

14ページをごらん願います。附則第1項は、施行期日の定めであり、この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。ただし、第16条第20号の規定は、平成30年10月1日から施行するものであります。

第2項及び第3項は、経過措置の定めであり、第2項は、平成33年3月31日までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員を第6条第1項に規定する管理者とすることができるとするものであります。

第3項は、第32条第2項の規定は、平成30年4月1日以降に完結する記録について適用し、同日前に完結した記録については、なお従前の例によるとするものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第17号 砂川市北地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります。砂川市北地区コミュニティセンターの休館日を改めるとともに、条文の適正化を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページをお開き願います。砂川市北地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては、3ページ、議案第17号附属説明資料、新旧対照表によりご説明申し上げます。

第8条は、開館時間及び休館日の定めであり、「の各号」を削り、第2号中「12月30日から翌年の1月5日まで」を「12月29日から翌年の1月4日までの日」に改めるものであります。

第19条は、委任の定めであり、「市長が別に定める」を「規則で定める」に改めるも

のであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第18号 砂川市南地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります、砂川市南地区コミュニティセンターの休館日を改めるとともに、条文の適正化を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページをお開き願います。砂川市南地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例であります、改正の内容につきましては、3ページ、議案第18号附属説明資料、新旧対照表によりご説明申し上げます。

第8条は、開館時間及び休館日の定めであり、「の各号」を削り、第2号中「12月30日から翌年の1月5日まで」を「12月29日から翌年の1月4日までの日」に改めるものであります。

第19条は、委任の定めであり、「市長が別に定める」を「規則で定める」に改めるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第19号 砂川市場外離着陸場条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります、安全管理及び違反者に対する措置の規定を改めるとともに、条文の適正化を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページをお開き願います。砂川市場外離着陸場条例の一部を改正する条例であります、改正の内容につきましては、3ページ、議案第19号附属説明資料、新旧対照表によりご説明申し上げます。

第1条は、設置の定めであり、「得て」を「受けて」に改めるものであります。

第4条は、使用の許可等の定めであり、第1項中「得なければ」を「受けなければ」に改めるものであります。

第5条は、重量の制限の定めであり、第1項ただし書き中「得た」を「受けた」に改めるものであります。

第8条は、安全管理の定めであり、「においては、」の次に「航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第172条の2に規定する申請書に記載した事項を遵守し、その他」を加えるものであります。

第12条は、禁止行為の定めであり、第2号及び第3号中「得ない」を「受けない」に改めるものであります。

第13条は、違反者に対する措置の定めであり、第2号を削り、第3号を第2号とし、

第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げるものであります。

第14条は、工作物の設置等の定めであり、第1項中「得なければ」を「受けなければ」に改めるものであります。

第15条は、立入検査の定めであり、「得た」を「受けた」に改めるものであります。

第22条は、損害の賠償の定めであり、「使用者は、」の次に「その責めに帰すべき事由により」を加えるものであります。

附則として、この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第23号 砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部が改正されたこと、子ども・子育て支援法施行規則の一部が改正されたこと等に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページをお開き願います。砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては、3ページ、議案第23号附属説明資料、新旧対照表によりご説明申し上げます。

目次中「第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）」を「第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）第4章 補則（第53条）」に改めるものであります。

第8条は、受給資格等の確認の定めであり、「場合は」の次に「、必要に応じて」を、「支給認定証」の次に「（支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項に規定する通知）」を加えるものであります。

第13条は、利用者負担額等の受領の定めであり、第4項中「の各号」を削り、4ページをごらん願います。第6項ただし書き中「同項」を「第4項」に改めるものであります。

第15条は、特定教育・保育の取り扱い方針の定めであり、第1項第2号中「第9項」を「第11項」に改めるものであります。

第20条は、運営規程の定めであり、「の各号」を削るものであります。

第32条は、事故発生の防止及び発生時の対応の定めであり、第1項中「の各号」を削るものであります。

第34条は、記録の整備の定めであり、第2項中「の各号」を削るものであります。

5ページをごらん願います。第42条は、特定教育・保育施設等との連携の定めであり、第1項ただし書き中「、離島その他の地域であって」を削り、第2項本文中「障害児入所支援施設」を「障害児入所施設」に改め、ただし書き中「、離島その他の地域であって」

を削るものであります。

第43条は、利用者負担額等の受領の定めであり、第4項中「の各号」を削り、6ページをごらん願います。第6項ただし書き中「同項」を「第4項」に改めるものであります。

第46条は、運営規程の定めであり、「の各号」を削るものであります。

第49条は、記録の整備の定めであり、第2項中「の各号」を削るものであります。

第3章の次に「第4章 補則（委任）第53条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。」を加えるものであります。

附則として、この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第25号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります。持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により国民健康保険法の一部が改正されたことに伴い、国民健康保険運営協議会の規定及び葬祭費の支給額を改めるとともに、条文の適正化を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページをお開き願います。砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては、5ページ、議案第25号附属説明資料、新旧対照表によりご説明申し上げます。

第1章は、市が行う国民健康保険の定めであり、章の名称及び第1条中「国民健康保険」を「国民健康保険の事務」に改めるものであります。

第2章は、国民健康保険運営協議会の定めであり、「国民健康保険運営協議会」を「砂川市国民健康保険運営協議会」に改め、第2条の前に次の1条を加えるものであり、第1条の2は、名称の定めであり、「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第11条第2項の規定により市に設置された国民健康保険事業の運営に関する協議会（以下この章において「協議会」という。）の名称は、砂川市国民健康保険運営協議会とする。」を加えるものであります。

第2条は、国民健康保険運営協議会の委員の定数の定めであり、「国民健康保険運営協議会」を「協議会」に改め、第2号中「国民健康保険医又は国民健康保険薬剤師」を「保険医又は保険薬剤師」に改めるものであります。

第3条は、委任の定めであり、見出しとして「（委任）」を追加し、「前条」を「前2条」に改め、「市長が別にこれを定める」を「規則で定める」に改めるものであります。

6ページをごらん願います。第7条は、一部負担金の定めであり、第1項第4号中「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）」を「法」に改め、第2項中「往診の給付」を「往診又は歯科訪問診療の給付」に、「当該往診が健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年厚生省告示第54号）」を「当該

往診又は歯科訪問診療が「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）」に、「往診料の項注3」を「歯科訪問診療料の項注8」に、「当該往診の給付に要する費用のうち当該往診」を「当該往診又は歯科訪問診療の給付に要する費用のうち当該往診又は歯科訪問診療」に改めるものであります。

第9条は、葬祭費の定めであり、第1項中「15,000円」を「3万円」に改めるものであります。

第18条は、罰則の定めであり、「、その他不正行為」を「その不正の行為」に、「に対しその徴収」を「は、その徴収」に、「過料を科する」を「過料に処する」に改めるものであります。

7ページをごらん願います。附則として、第1項は、施行期日であり、この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。

第2項は、経過措置であり、この条例の施行の日前に行った葬祭に対して支給する葬祭費については、なお従前の例によるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第26号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります。介護保険法第129条第3項の規定に基づき、平成30年度から平成32年度までの介護保険事業運営期間に係る新たな保険料額を定めるとともに、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により介護保険法の一部が改正されたこと等に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページをお開き願います。砂川市介護保険条例の一部を改正する条例であります。初めに改正の概要について申し上げます。介護保険制度は平成12年4月にスタートし、65歳以上の第1号被保険者の保険料は3年ごとに見直すこととされており、現行は第6期介護保険事業計画に基づき、平成27年度から平成29年度までの3年間の保険料を年額で定めております。現行の保険料は第1段階から第9段階までの9段階に区分されており、改正後につきましても引き続き国の標準段階に合わせて9段階とするものであります。また、保険料基準額につきましても、介護給付費準備基金を活用し、年額5万5,200円を据え置くとともに、段階ごとの保険料率につきましても現行どおりとさせていただきますと存じます。

改正の内容につきましては、3ページ、議案第26号附属説明資料、新旧対照表によりご説明申し上げます。

第4条は、保険料率の定めであり、第1項及び第2項の「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改めるものであります。第1項第6号は、保険料段階を判定する合計所得金額につきましても、土地の売却等には、被災地における防災集団移転促進事業や土地収用など本人の責めに帰さない理由による場合があるこ

とから、介護保険法施行令の改正に基づき、合計所得金額の基準につきまして長期譲渡所得、短期譲渡所得に係る特別控除を控除した額とするもので、第6号アに「(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)」を加えるものであります。第7号ア及び第8号アにつきましては、保険料段階の判定における合計所得金額の範囲の定めであり、それぞれ「120万円以上190万円未満」を「120万円以上200万円未満」に、「190万円以上290万円未満」を「200万円以上300万円未満」に改めるものであります。

4ページをごらん願います。第6条は、賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合の定め、第10条は、保険料の減免の定め、第11条は、保険料に関する申告の定めであり、「月割により算定した保険料」を表記のとおり改め、「減免する」を「減免することができる」に、「市民税」を「市町村民税」に改めるものであります。

第14条は、罰則の定めであり、介護保険法の改正により市町村の質問検査権について、第2号被保険者の配偶者もしくは第2号被保険者の属する世帯の世帯主等に範囲が拡大されたことに伴い、「第1号被保険者」を「被保険者」に改めるものであります。

5ページをごらん願います。第16条も同じく罰則の定めであり、「発布」を表記のとおり改めるものであります。

附則として、第1項は、施行期日であり、この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。

第2項は、経過措置であり、改正後の第4条の規定は、平成30年度以降の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例によるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 議案第27号の提案説明は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時04分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

議案第27号の提案説明を求めます。

市民部長。

○市民部長 中村一久君 (登壇) それでは続きまして、議案第27号 砂川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例等の一部を改正する

条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります。指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたこと、介護保険法施行規則の一部が改正されたこと等に伴い、砂川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準等を改めるとともに、条文の適正化を図るため、砂川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例等の一部を改正しようとするものであります。

次のページをごらん願います。砂川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては、15ページ、議案第27号附属説明資料、新旧対照表によりご説明申し上げます。

第1条は、砂川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部改正であります。目次中第3章の2第5節を第6節に改め、第3章の2第4節の次に「第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準（第61条の20の2、第61条の20の3）」を、第9章第4節の次に「第10章 雑則（第205条）」を加えるものであります。

第4条は、指定地域密着型サービス事業者の指定に関する申請者の定めであり、「法人」の次に「又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請に限る。）（いずれも砂川市暴力団排除条例（平成24年条例第18号）第2条第4号に掲げる者を除く。）」を加えるものであります。

第7条は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の定めであり、第1号中「政令で定める者」の次に「（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「法施行規則」という。）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加えるものであります。

16ページをごらん願います。第8条は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数の定めであり、第2項ただし書き中「3年以上」を「1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）」に改め、第5項中「、午後6時から午前8時までの間において」を削り、同項に「第12号 介護医療院」を加え、第7項中「午後6時から午前8時までの間は、」を削り、第8項中、17ページでございます。「、午後6時から午前8時までの間は」を削り、第12項中「同条第1項第1号ア」を「指定居宅サービス等基準条例第65条第1項第1号ア」に、「第193条第10項」を「第193条第14項」に改めるものであります。

第34条は、勤務体制の確保等の定めであり、第3項中「午後6時から午前8時までの間に行われる」を削るものであります。

18ページでございます。第40条は、苦情解決の定めであり、第3項中「及び利用者」を「並びに利用者及びその家族」に改めるものであります。

第41条は、地域との連携等の定めであり、第1項中「3月」を「6月」に改め、第4項中「提供する場合には」の次に「、正当な理由がある場合を除き」を加え、「行うよう努めなければならない」を「行わなければならない」に改めるものであります。

19ページをごらん願います。第48条は、指定夜間対応型訪問介護の定めであり、第1項中「政令で定める者」の次に「（法施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加えるものであります。

第49条は、訪問介護員等の員数の定めであり、第3項ただし書き中「3年以上」を「1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）」に改めるものであります。

第61条の9は、指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針の定めであり、第6号中、20ページでございます。「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改めるものであります。

第61条の15は、非常災害対策の定めであり、同条に「第2項 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の規定により非常災害に係る対策を講ずるに当たっては、地域の特性等を考慮して、地震災害、風水害その他の自然災害に係る対策を含むものとしなければならない。」を加えるものであります。

第61条の20の次に次の2条を加えるものであり、第61条の20の2は、共生型地域密着型通所介護の基準の定めであり、「地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス（以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第100号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第80条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第143条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第153条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第104号。以下この条において「指定通所支援基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（同法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準条例第5条に、次のページであります。規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準条例第73条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主と



して重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第72条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。第1号 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第143条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第153条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準条例第73条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準条例第79条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準条例第142条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準条例第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。第2号 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。」。

22ページでございます。第61条の20の3は、準用の定めであり、「第11条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第43条、第55条、第61条の2、第61条の4及び第61条の5第4項並びに前節（第61条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第61条の12に規定する運営規程をいう。第36条において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第61条の5第4項中「前項ただし書きの場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第61条の9第4号及び第61

条の10第5項中「指定地域密着型通所介護従業者」とあり、並びに第61条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第61条の19第2項第2号中「次条において準用する第22条第2項」とあるのは「第22条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第30条」とあるのは「第30条」と、同項第4号中「次条において準用する第40条第2項」とあるのは「第40条第2項」と読み替えるものとする。」、以上を加えるものであります。

61条の25は、利用定員の定めであり、「9人」を「18人」に改めるものであります。

23ページでございます。第61条の27は、内容及び手続の説明及び同意の定めであり、第1項中「運営規程」を「重要事項に関する規程」に改めるものであります。

第61条の38は、準用の定めであり、後段中「第36条中」の次に「運営規程」とあるのは「第61条の34に規定する重要事項に関する規程」と、」を加えるものであります。

第63条は、従業者の員数の定めであり、24ページでございます。第1項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を、「併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう」の次に「。以下同じ」を加えるものであります。

第67条は、利用定員等の定めであり、第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第180条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を、「3人以下と」の次に「し、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においては、ユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数と」を加え、第2項中、25ページであります。「第84条第7項」の次に「及び第193条第8項」を加えるものであります。

第82条は、準用の定めであり、同条中「第20条まで」の次に「、第22条」を加えるものであります。

第84条は、従業者の員数等の定めであり、26ページでございます。第1項中「本体事業所及び」を「本体事業所並びに」に改め、「他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「及び第193条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加え、第6項の表中、27ページであります。

「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に改め、「診療所であるものに限る。）」の次に「又は介護医療院」を、「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加え、第7項中「「本体事業所」」を「この章において「本体事業所」」に改めるものであります。

28ページでございます。第85条は、管理者の定めであり、第3項中「介護老人保健

施設」の次に「、介護医療院」を加え、「第194条第2項」を「第194条第3項」に改めるものであります。

第86条は、指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者の定めであり、「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加えるものであります。

第94条は、指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針の定めであり、第5号中「、身体の拘束」を「、身体的拘束」に、「身体の拘束等」を「身体的拘束等」に改め、29ページであります。第6号中「身体の拘束等」を「身体的拘束等」に改めるものであります。

第105条は、協力医療機関等の定めであり、第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加えるものであります。

第109条は、記録の整備の定めであり、第2項第4号中「身体の拘束等」を「身体的拘束等」に改めるものであります。

第113条は、管理者の定めであり、第2項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加えるものであります。

第114条は、指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者の定めであり、30ページであります。「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加えるものであります。

第119条は、指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針の定めであり、第5号及び第6項中「身体の拘束等」を「身体的拘束等」に改め、第7項を第8項とし、第6項の次に「第7項 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。第1号 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。第2号 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。第3号 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。」を加えるものであります。

第127条は、協力医療機関等の定めであり、第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加えるものであります。

31ページであります。第128条は、居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止の定めであり、見出し中「居宅介護支援事業者」を「指定居宅介護支援事業者」に改めるものであります。

第129条は、記録の整備の定めであり、第2項第3号中「身体の拘束等」を「身体的拘束等」に改めるものであります。

第132条は、従業者の員数の定めであり、第4項中「のうち1人以上及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改め、ただし書き中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、32ページであります。第7項第1号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に「第3号 介護医療院 介

「介護支援専門員」を加えるものであります。

第140条は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針の定めであり、第4項及び第5項中「身体の拘束等」を「身体的拘束等」に改め、第6項を第7項とし、第5項の次に「第6項 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。第1号 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。第2号 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。第3号 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。」を加えるものであります。

第150条は、記録の整備の定めであり、33ページであります。第2項第3号中「身体の拘束等」を「身体的拘束等」に改めるものであります。

第153条は、人員に関する基準の定めであり、第3項ただし書き中「この条」を「この項」に、「及びユニット型指定介護老人福祉施設」を「にユニット型指定介護老人福祉施設」に、「平成24年北海道条例第97号」を「平成24年北海道条例第97号。以下「指定介護老人福祉施設基準条例」という。」に、「」を併設する場合又は指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合」を「以下この項において同じ。）を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準条例第53条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」に改め、第4項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、34ページであります。第8項第2号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に「第4号 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員」を加えるものであります。

第155条は、サービス提供困難時の対応の定めであり、「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加えるものであります。

第159条は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針の定めであり、第4項及び第5項中「身体の拘束等」を「身体的拘束等」に改め、35ページであります。第6項を第7項とし、第5項の次に「第6項 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。第1号 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。第2号 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。第3号 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。」を加えるものであります。

第167条の次に次の1条を加えるものであり、第167条の2は、緊急時等の対応の

定めであり、「指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第153条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。」を加えるものであります。

第169条は、計画担当介護支援専門員の責務の定めであり、第5号中「身体の拘束等」を「身体的拘束等」に改めるものであります。

第170条は、運営規程の定めであり、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に「第6号 緊急時等における対応方法」を加えるものであります。

36ページをごらん願います。第176条は、居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止の定めであり、見出し中「居宅介護支援事業者」を「指定居宅介護支援事業者」に改めるものであります。

第178条は、記録の整備の定めであり、第2項第3号中「身体の拘束等」を「身体的拘束等」に改めるものであります。

第184条は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取り扱い方針の定めであり、第6項及び第7項中「身体の拘束等」を「身体的拘束等」に改め、第8項を第9項とし、第7項の次に「第8項 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。第1号 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。第2号 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。第3号 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。」を加えるものであります。

37ページであります。第188条は、運営規程の定めであり、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に「第7号 緊急時等における対応方法」を加えるものであります。

第193条は、従業者の員数等の定めであり、第1項中「(本体事業所)」を「(第84条第7項に規定する本体事業所)に、「又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(第6項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。)の登録者、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに、38ページであります。同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第84条第7項に規定する

「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、第6項中「(本体事業所)」を「(第84条第7項に規定する本体事業所)」に、「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、39ページでございます。第7項に「第5号 介護医療院」を加え、第9項を第12項とし、第8項を第11項とし、第7項の次に「第8項 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。第9項 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。第10項 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上とする。」を加え、40ページであります。第10項を第14項とし、同項中「同条第1項第1号ア」を「指定居宅サービス等基準条例第65条第1項第1号ア」に改め、第12項の次に「第13項 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の規則で定める研修を修了している者(第201条において「研修修了者」という。)を置くことができる。」を加えるものであります。

第194条は、管理者の定めであり、第2項中「前項」を「第1項」に改め、「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同項を第3項とし、第1項の次に「第2項前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。」を加えるものであります。

41ページでございます。第195条は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者の定めであり、「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加えるものであります。

第196条は、登録定員及び利用定員の定めであり、第1項中「は、29人」を「を、29人（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）」に改め、第2項第1号中「、登録定員」を「登録定員」に改め、「定める利用定員」の次に「サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人」を加え、第2号中「9人」の次に「（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人）」を加えるものであります。

42ページでございます。第197条は、設備及び備品等の定めであり、第2項第2号に「オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。」を加えるものであります。

第199条は、指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針の定めであり、第5号及び第6号中「身体の拘束等」を「身体的拘束等」に改めるものであります。

第201条は、看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成の定めであり、第1項中「介護支援専門員」の次に「（第193条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、研修修了者。以下この条において同じ。）」を加えるものであります。

43ページでございます。第203条は、記録の整備の定めであり、第2項第3号中「身体の拘束等」を「身体的拘束等」に改めるものであります。

第204条は、準用の定めであり、後段中「提供回数等の活動状況」との次に「、第89条中「第84条第12項」とあるのは「第193条第13項」と」を加えるものであります。

44ページでございます。第204条の次に次の1条を加えるものであり、第205条は、委任の定めであり、「この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。」を加えるものであります。

附則第3条本文中「附則第12条」を「附則第5条」に、「平成30年3月31日まで」を「平成36年3月31日まで」に改めるものであります。

附則第4条中「平成30年3月31日まで」を「平成36年3月31日まで」に改めるものであります。

45ページであります。附則第5条本文中「平成30年3月31日まで」を「平成36年3月31日まで」に改めるものであります。

第2条は、砂川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部改正であります。

目次中、第4章第5節の次に「第5章 雑則（第92条）」を加えるものであります。

第3条は、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する申請者の定めであり、「介護保険法」を「法」に改め、「法人」の次に「（砂川市暴力団排除条例（平成24年条例第18号）第2条第4号に掲げる者を除く。）」を加えるものであります。

46ページであります。第5条は、基本方針の定めであり、「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改めるものであります。

第6条は、従業者の員数の定めであり、第1項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加えるものであります。

第10条は、利用定員等の定めであり、47ページであります。第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第180条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を、「3人以下と」の次に「し、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数と」を加えるものであります。

第37条は、苦情解決の定めであり、第3項中「及び利用者」を「並びに利用者及びその家族」に改めるものであります。

第45条は、従業者の員数等の定めであり、第6項中、48ページであります。表中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に改め、「診療所であるものに限る。）」の次に「又は介護医療院」を、「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加え、第10項本文中「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改めるものであります。

第46条は、管理者の定めであり、第3項中、49ページであります。「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加えるものであります。

第47条は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者の定めであり、「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加えるものであります。

第54条は、身体の拘束等の禁止の定めであり、見出し中「身体の拘束等」を「身体的拘束等」に改め、第1項中「、身体の拘束」を「、身体的拘束」に、「身体の拘束等」を「身体的拘束等」に改め、第2項中「身体の拘束等」を「身体的拘束等」に改めるもので



あります。

第61条は、協力医療機関等の定めであり、50ページであります。第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加えるものであります。

第65条は、記録の整備の定めであり、第2項第4号中「身体の拘束等」を「身体的拘束等」に改めるものであります。

第73条は、管理者の定めであり、第2項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加えるものであります。

第74条は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者の定めであり、「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加えるものであります。

51ページであります。第79条は、身体の拘束等の禁止の定めであり、見出し並びに第1項及び第2項中「身体の拘束等」を「身体的拘束等」に改め、同条に「第3項 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。第1号 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。第2号 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。第3号 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。」を加えるものであります。

第84条は、協力医療機関等の定めであり、第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加えるものであります。

第86条は、記録の整備の定めであり、第2項中、52ページでございます。第3号中「身体の拘束等」を「身体的拘束等」に改めるものであります。

第87条は、準用の定めであり、前段中「第40条」の次に「（第5項を除く。）」を加えるものであります。

第91条の次に次の1条を加えるものであり、第92条は、委任の定めであり、「この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。」を加えるものであります。

第3条は、砂川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正であります。

目次中 第5章の次に「第6章 雑則（第35条）」を加えるものであります。

53ページであります。第3条は、基本方針の定めであり、第4項中「介護保険施設をいう。以下同じ。）」の次に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」を加えるものであります。

第6条は、内容及び手続の説明及び同意の定めであり、第2項中「であること」を「であり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介

護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)等を紹介するよう求めることができること」に改め、54ページであります。第7項を第8項とし、第6項中「第3項の」を「第4項の」に改め、第1号中「第3項各号」を「第4項各号」に改め、同項を第7項とし、第5項中「第3項第1号」を「第4項第1号」に改め、同項を第6項とし、第4項を第5項とし、53ページに一度お戻りください。第3項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を第4項とし、第2項の次に「第3項 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。」を加えるものであります。

54ページであります。第12条は、利用料等の受領の定めであり、「第1項」を「第2項」に改めるものであります。

第14条は、指定介護予防支援の業務の委託の定めであり、「の各号」を削るものであります。

55ページであります。第27条は、苦情解決の定めであり、第1項中「又はその家族」を「及びその家族」に改め、第3項中「及び利用者又はその家族」を「並びに利用者及びその家族」に改めるものであります。

第30条は、記録の整備の定めであり、第2項第2号エ中「第32条第15号」を「第32条第16号」に改め、同号オ中「第32条第16号」を「第32条第17号」に改めるものであります。

第32条は、指定介護予防支援の具体的取扱方針の定めであり、第5号中、56ページでございます。「提供するものとする」を「提供しなければならない」に改め、第6号中「又は」を「及び」に改め、第8号中「又は」を「及び」に、「及びその期間」を「並びにその期間」に改め、第9号本文中「のために」の次に「、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、」を加え、第12号中、57ページでございます。「提出を求めるものとする」を「指定介護予防サービス等基準条例において位置付けられている計画の提出を求めなければならない」に改め、第13号中「介護予防訪問看護計画書等」の次に「の指定介護予防サービス等基準条例において位置付けられている計画」を加え、58ページでございます。第28号を第30号とし、第22号から第27号までを2号ずつ繰り下げ、ここで1ページお戻りください。第21号中「以下「主治の医師等」」を「次号及び第24号において「主治の医師等」」に改め、同号を第22号とし、同号の次に「第23号 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。」を加え、第20号を第21号とし、第15号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、第14号の次に「第15号 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況

に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。」を加えるものであります。

58ページであります。第34条は、準用の定めであり、後段中「同条第1項」を「同条第2項」に改めるものであります。

第34条の次に次の1条を加えるものであり、第35条は、委任の定めであり、「この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。」を加えるものであります。

59ページであります。附則として、第1条は、施行期日であり、この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。

第2条及び第3条は、砂川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例に関する経過措置であり、第2条、第1条の規定による改正後の砂川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第132条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条において同じ。）を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この条及び次条において同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。第1号 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。第2号 生活相談員又は計画作成担当者、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適当数。第3条 新条例第134条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。」とするものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第35号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項及び砂川市北地区コミュニティセンター条例第7条の規定に基づき、指定管理者を下記のとおり指定したいので、議会の議決を求めるものであります。

1、管理を行わせる施設の名称は、砂川市北地区コミュニティセンターであり、所在地は、砂川市空知太西4条4丁目107番地2であります。

2、指定管理者の名称は、そらっぷセンター運営委員会であります。

3、管理を行わせる期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までであります。

指定の理由であります。砂川市北地区コミュニティセンターにつきましては、そらっぷセンター運営委員会が指定管理者として管理運営体制が維持されており、地域住民の自主活動の活発化に寄与することから、その実績により継続して当該委員会を指定しようとするものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第36号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項及び砂川市東地区コミュニティセンター条例第7条の規定に基づき、指定管理者を下記のとおり指定したいので、議会の議決を求めるものであります。

1、管理を行わせる施設の名称は、砂川市東地区コミュニティセンターであり、所在地は、砂川市焼山173番地4であります。

2、指定管理者の名称は、砂川市東地区コミュニティセンター管理運営協議会であります。

3、管理を行わせる期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までであります。

指定の理由であります。砂川市東地区コミュニティセンターにつきましては、砂川市東地区コミュニティセンター管理運営協議会が指定管理者として管理運営体制が維持されており、地域住民の自主活動の活発化に寄与することから、その実績により継続して当該協議会を指定しようとするものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第37号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項及び砂川市南地区コミュニティセンター条例第7条の規定に基づき、指定管理者を下記のとおり指定したいので、議会の議決を求めるものであります。

1、管理を行わせる施設の名称は、砂川市南地区コミュニティセンターであり、所在地

は、砂川市東5条南11丁目3番5号であります。

2、指定管理者の名称は、南地区コミュニティセンター運営委員会であります。

3、管理を行わせる期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までであります。

指定の理由であります。砂川市南地区コミュニティセンターにつきましては、南地区コミュニティセンター運営委員会が指定管理者として管理運営体制が維持されており、地域住民の自主活動の活発化に寄与することから、その実績により継続して当該委員会を指定しようとするものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第39号 砂川市老人憩の家の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項及び砂川市老人憩の家条例第6条の規定に基づき、指定管理者を下記のとおり指定したいので、議会の議決を求めるものであります。

施設は、市内5カ所の老人憩の家であり、1、管理を行わせる施設の名称及び所在地と2、指定管理者の名称についてあわせてご説明申し上げます。1カ所目は砂川市空知太老人憩の家であり、所在地は砂川市空知太東2条4丁目1番36号、指定管理者は砂川市空知太老人憩の家運営委員会であります。2カ所目は砂川市石山老人憩の家であり、所在地は砂川市空知太東3条2丁目10番5号、指定管理者は砂川市北光団地町内会であります。3カ所目は砂川市北光老人憩の家であり、所在地は砂川市西3条北16丁目1番10号、指定管理者は砂川市北光団地町内会であります。4カ所目は砂川市南吉野老人憩の家であり、所在地は砂川市吉野2条南6丁目3番9号、指定管理者は砂川市南吉野町内会長連絡協議会であります。5カ所目は砂川市宮川老人憩の家であり、所在地は砂川市西3条南10丁目2番5号、指定管理者は砂川市宮川老人憩の家運営委員会であります。

3、管理を行わせる期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までであります。

指定の理由であります。各老人憩の家につきましては、町内会等が指定管理者として管理運営体制が維持されており、高齢者及び地域住民の福祉の向上が図られることから、その実績により継続して当該町内会等を指定しようとするものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

訂正をさせていただきます。議案第39号、砂川市石山団地町内会を砂川市北光団地町内会と言い間違えました。訂正させていただきます。

○議長 飯澤明彦君 議案第28号の提案説明は休憩後に行います。

午後1時30分まで休憩します。

休憩 午後 0時10分

再開 午後 1時01分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

議案第28号の提案者の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長 福士勇治君 (登壇) 私から経済部所管の各議案について順次ご説明申し上げます。

初めに、議案第28号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、助成の対象とする企業施設に植物工場施設を加えるとともに、条文の適正化を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例であります。改正内容につきましては、3ページ、議案第28号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。

第2条は、用語の定義の定めであり、「当該各号の」を「当該各号に」に改め、同条第1号中「アからエ」を「アからオ」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に「エ 植物工場施設 植物(菌糸類を含む。)の生育に必要な環境を人工的に制御し、養液栽培により室内において野菜、果物その他の植物を連続的に生産する施設をいう。」を加えるものであります。

次に、第2条第4号中「(昭和29年条例第8号)」を削り、同条第5号中「新たに企業施設を設置(市内に企業施設を有する者が当該企業施設と異なる企業施設を設ける場合を含む。)すること」を「企業施設を有しない者が、新たに企業施設を設置する場合又は市内に企業施設を有する者が、異なる業種の企業施設を新たに設置する場合」に改め、同条第6号中「事業の拡充を目的として施設の増築又は増築に伴う設備の増設を行うこと」を「当該企業施設と同一業種の企業施設の設置に伴い施設の床面積を増加させる場合及び当該同一業種の企業施設の設置に伴う設備の増設を行う場合」に改めるものであります。

第3条は、補助の対象の定めであり、第1項各号を「第1号 工場施設 投資額が1,500万円以上で、かつ、新設及び増設にあつては、従業員が5人以上であるもの。第2号 観光事業施設、特定事業施設及び植物工場施設 投資額が1,500万円以上で、かつ、新設及び増設にあつては、従業員が3人以上であるもの。」に改めるものであります。

次に、第4条は、補助の措置の定めであり、第1項第1号ア中「又は特定事業施設」を「、特定事業施設又は植物工場施設」に、「5か年度分」を「5年度分」に改め、同号イ中「3か年度分」を「3年度分」に改め、同項第2号ア中「5か年度分」を「5年度分」に改め、同号イ中「3か年度分」を「3年度分」に改め、同項第4号中「3か年度分」を「3年度分」に、「1か年度」を「1年度」に改めるものであります。

第10条は、助成の取り消しの定めであり、「取消す」を「取り消す」に改めるもので

あります。

附則として、この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第29号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、助成の種類に創業者の販路拡大及び売り上げ拡大事業に対する助成を加えるとともに、条文の適正化を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例であります。改正内容につきましては、5ページ、議案第29号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。

第2条は、定義の定めであり、第1号中「第2条」を「第2条第1項」に改め、同条に「第4号 特定創業支援事業の証明を受けた者 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第25項に規定する特定創業支援事業として実施する、創業に係る知識習得のための事業に出席し、経営、財務、人材育成、販売方法に関する全ての学習が終了したことを証明する証明書の発行を受けた者で、かつ、砂川市創業支援事業計画に基づく継続的な相談を通じて、市が創業に係る知識を習得したものと認定したものをいう。」を加えるものであります。

第5条は、助成の種類のためであり、「次条から第12条まで」を「次条から第11条まで及び第12条の2」に改め、同条第1号中「高度化」を「共同化」に改め、同条第4号中「組織化」を「商店街活性化」に改め、同条第7号中「資金の融資」を「信用保証料及び利子の補給」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号を同条第7号とし、同条第5号を同条第6号とし、同条第4号の次に「第5号 創業者の販路拡大及び売上拡大事業に対する助成」を加えるものであります。

次に、6ページをお開きいただきたいと存じます。第6条は、高度化事業に対する助成の定めであり、見出し中「高度化」を「共同化」に改め、第1項中「事業を行う者」を「施設を設置したときは、当該施設を設置した者」に改めるものであります。

第8条は、商店街店舗整備事業に対する助成の定めであり、第1項中「商業地域等で次の各号のいずれかに該当する事業を行う者」を「中小企業者等が商業地域等で次の各号に掲げるいずれかの事業を行ったときは、当該中小企業者等」に改め、同条第2項第2号アに「ただし、中小企業者等の代表者が特定創業支援事業の証明を受けた者であり、かつ、創業に当たり改装を行ったときは、当該費用の100分の50以内とする。」とただし書きを加えるものであります。

次に、同号イ中「12か月」を「12月」に改めるものであります。

第9条は、組織化事業に対する助成の定めであり、見出し中「組織化」を「商店街活性

化」に改め、同条中「予算の範囲内で」を「当該中小企業者等又は市長が特に必要と認めた商店街団体に対し、」に改め、同条に「第2項 前項第2号及び第3号に定める助成金の対象となる経費は、事業の実施に要する費用のうち、別表第1に掲げるものとする。第3項 第1項に定める助成金の額は、次の各号に掲げる額に応じ、当該各号に定めるところによる。第1号 第1号の額は、1つの団体につき10万円とその団体の構成員の数に3,000円を乗じて得た額との合計額とする。第2号 第2号の額は、別表第1に掲げる費用のうち第1項の費用の3分の1以内とし、その限度額は30万円とする。第3号 第3号の額は、別表第1に掲げる費用のうち第1項の費用の3分の1以内と第2項の費用の6分の1以内との合計額とし、その限度額は24万3,000円とする。」を加えるものであります。

第9条の次に、第9条の2は、創業者の販路拡大及び売り上げ拡大事業に対する助成の定めであり、「市長は、特定創業支援事業の証明を受けた者が創業後5年未満であり、かつ、経営計画に基づき販路拡大及び売上拡大のための事業を行うときは、当該特定創業支援事業の証明を受けた者が代表者である中小企業者等に対し、助成金を交付することができる。第2項 前項に定める助成金の対象となる経費は、事業の実施に要する費用のうち、別表第2に掲げるものとする。第3項 第1項に定める助成金の額は、事業に要した費用のうち、別表第2に掲げる費用の100分の70以内とし、その限度額は30万円とする。」を加えるものであります。

次に、第10条は、地場産品の研究及び新製品の開発事業に対する助成の定めであり、「中小企業者等が」を削り、「開発や」を「開発及び」に、「もの」を「中小企業者等」に改め、「予算の範囲内で」を削り、同条に「第2項 前項に定める助成金の額は、事業に要した費用の100分の50以内とし、その限度額は50万円とする。」を加えるものであります。

第11条は、人材の育成事業に対する助成の定めであり、8ページをお開きいただきたいと存じます。「市長が必要と認めた講座を受講研修する」を「研修のうち、市長が必要と認めた研修を受講する」に改め、「予算の範囲内で」を削り、同条に「第2項 前項に定める助成金の額は、受講料の全額とする。」を加えるものであります。

第12条は、資金の融資の定めであり、見出しを「(融資のあっせん)」に改め、第1項中「図るため」の次に「、中小企業者等又は中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項第5号に規定する者に対し」を加え、「融資」を「融資のあっせん」に改め、同条第2項中「融資」を「融資のあっせん」に、「市内指定金融機関に」を「市内金融機関に、」に改め、同条第3項を削るものであります。

第12条の次に、第12条の2は、信用保証料及び利子の補給の定めであり、「市長は、前条第1項の規定による融資のあっせんにより融資を受けた者に対し、予算の範囲内で当該融資に係る信用保証料及び利子の一部を補給することができる。」を加えるものであり



ます。

第13条は、申請書の提出の定めであり、「別に定める申請書に市長が必要と認める書類（以下これらを「申請書等」という。）を添付して提出しなければならない」を「規則で定める申請書に關係書類（以下これらを「申請書等」という。）を添えて、市長に提出しなければならない」に改めるものであります。

附則の次に別表第1（第9条關係）及び別表第2（第9条の2關係）を加えるものであります。

附則として、この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第30号 砂川市北吉野コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、条文の適正化を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市北吉野コミュニティセンター条例の一部を改正する条例であります。改正内容につきましては、3ページ、議案第30号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。

第7条は、開館時間及び休館日の定めであり、「の各号」を削り、同条第2号中「第2条」を「第2条第1項」に改めるものであります。

第9条は、使用の制限の定めであり、第2号中「棄損」を「毀損」に改めるものであります。

第10条は、使用料の定めであり、第1項本文中「（以下「使用者」という。）」を削るものであります。

第20条は、損害賠償の定めであり、「き損」を「毀損」に改めるものであります。

4ページをお開きいただきたいと存じます。第21条は、委任の定めであり、「市長が別に定める」を「規則で定める」に改めるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第31号 砂川市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、条文の適正化を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市火入れに関する条例の一部を改正する条例であります。改正内容につきましては、3ページ、議案第31号附属説明資料No.1の新旧対照表によりご説明申し上げます。

第1条は、目的の定めであり、「）第21条の」を「。以下「法」という。）第21条

に規定する」に改めるものであります。

第2条は、許可の申請の定めであり、第1項中「森林法」を「法」に改め、「別記様式第1号による」及び「の各号」を削るものであります。

第3条は、許可の要件の定めであり、「当該申請」を「前条に規定する申請」に、「すべてに」を「いずれにも」に改め、同条第1号中「森林法」を「法」に改めるものであります。

第4条は、許可証の交付等の定めであり、第1項中「森林法」を「法」に改め、「別記様式第2号による」を削るものであります。

4ページをお開きいただきたいと存じます。第5条は、許可後における指示の定めであり、「森林法第21条」を「法第21条第1項」に改めるものであります。

第14条は、火入れの中止の定めであり、「火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、次の各号のいずれかに該当した場合には、火入れを行ってはならない。第1号 強風注意報又は暴風警報若しくは暴風特別警報が発表されたとき。第2号 乾燥注意報が発表されたとき。第3号 火災警報が発令されたとき。第2項 火入責任者は、火入れ中に前項各号のいずれかに該当した場合又は延焼その他危害の発生のおそれが生じた場合には、速やかに消火しなければならない。」に改めるものであります。

第16条の次に、第17条は、委任の定めであり、「この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。」を加えるものであります。

5ページの別記様式第1号（第2条関係）及び6ページの別記様式第2号（第4条第1項関係）を削るものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

9ページをお開きいただきたいと存じます。議案第31号附属説明資料No.2に砂川市火入れに関する条例施行規則であります。様式を定めたものであり、参考としてご高覧いただきたいと存じます。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第38号 砂川市オートスポーツランドの指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項及び砂川市オートスポーツランド条例第7条の規定に基づき、指定管理者を下記のとおり指定したいので、議会の議決を求めるものであります。

1、管理を行わせる施設の名称及び所在地は、オートスポーツランドスナガワであり、所在地は、砂川市オアシスであります。

2、指定管理者の名称は、株式会社邦明商事であります。

3、管理を行わせる期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までであります。

指定の理由であります。オートスポーツランドスナガワにつきましては、株式会社邦

明商事が指定管理者として管理運営体制が維持されており、その実績により継続して当該法人を指定しようとするものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第40号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項及び砂川市北吉野コミュニティセンター条例第6条の規定に基づき、指定管理者を下記のとおり指定したいので、議会の議決を求めるものであります。

1、管理を行わせる施設の名称及び所在地は、砂川市北吉野コミュニティセンターであり、所在地は、砂川市北吉野町299番地2であります。

2、指定管理者の名称は、砂川市北吉野コミュニティセンター運営委員会であります。

3、管理を行わせる期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までであります。

指定の理由であります。砂川市北吉野コミュニティセンターにつきましては、砂川市北吉野コミュニティセンター運営委員会が指定管理者として管理運営体制が維持されており、地域住民の自主活動の活発化に寄与することから、その実績により継続して当該委員会を指定しようとするものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 湯浅克己君（登壇） 私から建設部所管の各議案につきまして順次ご説明を申し上げます。

初めに、議案第32号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

改正の理由は、条文の適正化を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次のページをお開きいただきたいと思います。砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例であります。改正内容につきましては、3ページ、議案第32号附属説明資料の新旧対照表によりご説明を申し上げます。

第4条は、入居者の募集の定めであり、第2項第3号中「その他の」を「その他」に改めるものであります。

第6条は、入居者の資格の定めであり、第1号の前の読点を削り、第2号イ中「その他の」を「その他」に改めるものであります。

第10条は、入居補欠者の定めであり、第1項及び第2項中「順位」を「入居順位」に改めるものであります。

第12条は、住宅入居の手続の定めであり、第1項及び第4項中「手続き」を「手続」

に改め、第5号中「第1項の手続き」を「第1項に規定する手続」に改めるものであります。

第21条は、入居者の負担する費用の定めであり、第4号中「市長において」を「その他市長が」に、「認めたもの」を「認めた」に改めるものであります。

第24条は、収入超過者に関する認定の定めであり、第2項前段中「意見を」の前に読点を加え、同項後段中「理由」を「正当な理由」に改めるものであります。

第38条は、市営住宅の明け渡し請求の定めであり、第1項中「対し、」の次に「期限を定めて」を加え、同項第7号中「満了した」を「満了する」に改めるものであります。

第40条は、入居者資格等の定めであり、第2項中「べきもの」を「べき者」に改め、同項第1号中「同様の状態」を「同様の事情」に改め、同項第2号イ中「その他の」を「その他」に改めるものであります。

第48条は、使用料等の定めであり、第1項中「の使用料を支払わなければならない」を「とする」に改めるものであります。

第56条は、準用の定めであり、後段中「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第28条」を「第54条」に改めるものであります。

第57条は、使用許可の定めであり、「市長の許可を得なければ」の前に読点を加えるものであります。

第58条は、使用者の資格の定めであり、第1号中「）及び」を「以下この章において同じ。）若しくは」に改めるものであります。

第68条は、警察署長の意見の聴取の定めであり、第1項中「当該各号」の前に読点を加え、「警察署長」を「市の区域を管轄する警察署長（以下「警察署長」という。）」に改めるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第33号 砂川市移住定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

改正の理由は、条文の適正化を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次のページをお開きいただきたいと思います。砂川市移住定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例であります。改正内容につきましては、3ページ、議案第33号附属説明資料の新旧対照表によりご説明を申し上げます。

第2条は、定義の定めであり、「次」を「次の各号」に改めるものであります。

第5条は、入居者の資格の定めであり、「次」を「次の各号」に改めるものであります。

第8条は、入居補欠者の定めであり、第1項中「順位」を「入居順位」に改めるものであります。

第15条は、入居者の負担する費用の定めであり、本文中「の各号」を削るものであります。

第17条は、禁止事項等の定めであり、第2項ただし書き及び第3項ただし書き中「得た」を「受けた」に改め、第4項中「得ず」を「受けず」に改めるものであります。

第18条は、駐車場の使用の定めであり、第2項中「得なければ」を「受けなければ」に改め、第3項中「得た」を「受けた」に改め、「の各号」を削るものであります。

第20条は、駐車場使用許可の取り消し等の定めであり、「次」を「次の各号」に改め、第1号中「得た」を「受けた」に改めるものであります。

第21条は、移住定住促進住宅の検査の定めであり、第2項中「得て」を「受けて」に改めるものであります。

第24条は、警察署長の意見の聴取の定めであり、第1項中「次」を「次の各号」に、「警察署長」を「市の区域を管轄する警察署長（以下「警察署長」という。）」に改めるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第34号 砂川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

改正の理由は、都市公園法施行令の一部が改正されたことに伴い、都市公園に設ける運動施設の設置基準を定めるとともに、条文の適正化を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市都市公園条例の一部を改正する条例であります。改正内容につきましては、3ページ、議案第34号附属説明資料の新旧対照表によりご説明を申し上げます。

第1条は、目的の定めであり、「砂川市都市公園」の前に読点を加え、「つき」をついて」に改めるものであります。

第2条の2は、公園の配置及び規模に関する技術的基準の定めであり、第1号中「災害の避難」を「防火、避難等災害の防止」に改めるものであります。

第2条の3は、公園施設の設置基準の定めであり、本文中「公園敷地面積」を「公園の敷地面積」に改め、ただし書き中「昭和31年政令第290号」の次に「。以下「令」という。）」を加え、第2項として「令第8条第1項の規定により条例で定める公園の敷地面積に対する公園内に設けられる運動施設の敷地面積の割合は、100分の50とする。」を加えるものであります。

第3条は、行為の制限の定めであり、第1項中「法第6条第1項の規定により占用の許可を必要とする場合を除き」を削り、「次に掲げる」の前に読点を加え、同項第1号及び第4号中「、その他これ」を「その他これら」に改め、第2項第1号中「営業並びに」を

削り、第4項中「限って第1項」を「限り同項」に改めるものであります。

第5条は、行為の禁止の定めであり、本文中「公園内で」を「公園において、」に改め、ただし書き中「条例第3条第1項」を「第3条第1項」に改め、第1号及び第2号中「又は」の前に読点を加え、第5号中「立入ること」を「立ち入ること。」に改め、第6号を「指定した場所以外の場所に車両を乗り入れること。」に改め、第7号中「市長」の前に読点を加えるものであります。

第9条は、使用料の定めであり、「法第6条第1項、同条」を「法第6条第1項若しくは」に、「条例第3条第1項若しくは同条」を「第3条第1項若しくは」に改め、「別表第2」の前に読点を加えるものであります。

第13条は、監督処分 of の定めであり、第1項中「よって与えた」を「よる」に、「取消し」を「取り消し」に、「原状復旧」を「原状回復」に改め、同項第3号中「その他」の前の読点を削るものであります。

第13条の5は、保管した工作物等を売却する場合の手続の定め、第13条の6は、工作物等を返還する場合の手続の定めであり、見出し中「手続き」を「手続」に改めるものであります。

第18条、第19条は、過料の定めであり、第18条中「過料を科する」を「過料に処する」に改め、第19条中「その他」の前の読点を削り、「免かれた」を「免れた」に改めるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第42号 市道路線の認定についてご説明を申し上げます。

市道路線の認定につきましては、路線名は文珠砂川線北通りで、起点の道道文珠砂川線から終点の道道文珠砂川線までを認定するもので、路線の延長は455.71メートルであります。これは、北海道が実施する道道文珠砂川線改築工事において、交通安全対策としてカーブの緩やかな新設道路が本年秋ごろに完成予定であることから、旧道となる現在の道道区間について北海道との協議により、住宅等もあり、生活道路としての確保が必要なことから市へ移管することとなりましたので、市道認定を行うものであります。

附属説明資料といたしまして認定路線の図面を添付しておりますので、ご高覧の上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 議案第7号の提案説明は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午後 1時33分

再開 午後 1時43分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

議案第7号の提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 議案第7号 平成30年度砂川市一般会計予算についてご説明を申し上げます。

最初に、予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。第1条は、歳入歳出予算であります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ117億7,500万円と定めるものであります。この予算は、平成29年度当初予算と比較いたしますと3億5,000万円の減となり、対前年比で2.9%の減となったところであります。

第2条は、継続費であります。8ページ、第2表、継続費に記載のとおり、2款総務費、1項総務管理費の庁舎建設基本設計・実施設計委託9,566万7,000円について、平成29年度、平成30年度、平成31年度の3カ年の継続事業として総額及び年割額を定めるものであります。

第3条は、債務負担行為であります。9ページ、第3表、債務負担行為に記載のとおり、生活保護システム機器借上げについて期間を平成30年度から平成34年度まで、限度額を1,818万9,000円、ごみ収集運搬委託について期間を平成30年度から平成37年度まで、限度額を9億1,497万9,000円、し尿収集運搬委託について期間を平成30年度から平成35年度まで、限度額を1億1,682万円と定めるものであります。

第4条は、地方債であります。10ページ、第4表、地方債に記載のとおり、公共事業等債以下6件について限度額の合計を11億8,210万円と定めるものであります。

第5条は、一時借入金であります。一時借入金の借り入れの最高額を30億円と定めるものであります。

第6条は、歳出予算の流用であります。同一款内で各項の間の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合と定めるものであります。

それでは、内容の説明を申し上げますが、市政執行方針の32ページに平成30年度予算大綱説明資料を添付しておりますので、これに沿って説明してまいります。

歳出のほうから説明いたしますので、36ページをお開きいただきたいと存じます。予算書におきまして事業ごとに説明をしておりますので、説明資料につきましても同様な表示としたところであります。説明資料につきましては、予算書のページを記載しておりますが、ページにつきましては省略して説明をさせていただきます。また、各項目の頭に付してある一つ丸は継続事業であり、二重丸及びアンダーラインを付してあるのは新規事業あるいは臨時事業であります。なお、括弧内の数字は前年度予算額であります。それでは、二重丸及びアンダーラインの事業を中心に説明をしてまいります。

1款議会費は1億174万円で、前年度と比較して30万9,000円の増となります。

2款総務費は4億9,587万7,000円で、前年度と比較して3,839万9,0

00円の増となりますが、主な要因につきましては、ふるさと応援寄附金に要する経費で4,759万4,000円の減、情報化推進に要する経費で情報系のパソコン更新事業1,706万7,000円の増、電算管理に要する経費で電算システム更新事業1,875万5,000円の増、庁舎建設事業で基本設計・実施設計委託等で7,238万2,000円の増などによるものであります。

以下、新規事業や増減の主なものを申し上げます。1目一般管理費の二重丸、市史編さんに要する経費766万6,000円は、平成2年度に「私たちの砂川市史」を発刊以来既に27年が経過していることから、平成元年度以降の出来事を取りまとめ、市史として編さんすることで、長く後世に継承していくために編さん事業を委託するもので、債務負担行為2年目事業として委託する経費及び市史編さん委員会委員の委員報酬その他の経費であります。同じく二重丸、市制施行60周年記念事業に要する経費171万3,000円は、平成30年度は市制施行60周年の年であることから、市民とともに祝い、砂川市の市政発展を祈念するため、式典等を実施するものであります。

2目文書広報費の一つ丸、広報業務に要する経費で地上デジタル放送自治体情報提供サービス使用料51万9,000円は、平成30年度から北海道文化放送が開始する地上デジタルテレビのデータ放送を利用した自治体情報提供サービスを活用し、災害時の情報提供などの緊急情報に加え、ふだんより市からの情報提供を行うものであります。

5目財産管理費の一つ丸、財産管理に要する経費で旧豊沼中学校体育館等解体工事費2,723万9,000円は、旧豊沼中学校の解体については平成28年度にブロック校舎、平成29年度に鉄筋コンクリート校舎と計画的に行っており、残っている体育館、旧教員住宅の解体を行うものであります。同じく一つ丸、公用車の管理に要する経費で車両購入費324万4,000円は、スポーツ振興課で行う屋外体育施設の維持管理業務やイベント時の備品搬送のため、軽トラックを購入するものであります。また、農政課で実施している有害鳥獣駆除業務の野生動物搬送及び捕獲した大型動物の荷台への積み込み作業補助のため、ウインチを装備した軽トラックを購入するものであります。

6目企画費の二重丸、北海道日本ハムファイターズ応援大使に要する経費210万1,000円は、北海道日本ハムファイターズの近藤健介選手、石井裕也選手が砂川市の応援大使に就任したことから、応援大使関連グッズを製作し、市内イベントで配布するほか、商業街路に設置用PRバナーを作成するなど、集客や観光PRにつながる応援大使を活用した事業を行うものです。

8目交通安全推進費の一つ丸、交通安全推進に要する経費で交通安全施設等整備委託料162万8,000円は、市内に設置されているカーブミラーのうち、さびや老朽化等により更新の必要がある33基を3年計画で整備するものであり、平成30年度は11基を整備する経費であります。

11目情報化推進費の一つ丸、情報化推進に要する経費で電子申請サービス利用料10



6万8,000円は、国が整備したオンラインサービス、マイナポータルの電子申請機能、子育てワンストップサービスを利用するための環境を整えるものであります。同じく機器廃棄処理委託料25万1,000円及び備品購入費1,706万7,000円は、セキュリティ上の安全性を確保するため、OSの保守サポート終了期限が近づいている情報系のパソコンの端末機器を更新するもの及び新たな機器の導入に伴う旧機器の廃棄処理をする経費であります。同じく電線共同溝建設負担金11万円は、国道12号無電柱化工事に伴い、現在市が所有している光ケーブルを共同溝内に埋設するため、当該事業の今年度工事に対し負担を求められる電線共同溝建設負担金であります。

12目電算管理費の一つ丸、電算管理に要する経費で電算管理業務委託料627万3,000円は、システム部門の体制強化のため、システムエンジニアの配置を委託するものであります。同じく番号制度システム整備委託料114万7,000円は、マイナンバー法による情報連携のため、特定個人情報データ標準レイアウトの改修に伴う委託料であります。同じく一つ丸、公会計システムに要する経費で保守点検等委託料223万6,000円は、統一的な基準による財務書類の作成と財政分析を行うために公会計システムを導入したところでありますが、システム活用の支援業務及びシステムの保守業務を行う保守点検等委託料であります。

15目庁舎建設事業費の二重丸、庁舎建設事業費7,238万2,000円は、平成31年度からの建設工事着手に向けた基本設計、実施設計を行うものであり、設計業務は平成29年度から平成31年度までの継続事業であり、2年度目の業務として基本設計と実施設計の業務に係る経費であります。

1目戸籍住民基本台帳費の一つ丸、戸籍住民基本台帳に要する経費で戸籍システム更新委託料155万3,000円は、中空知5市5町で構築している戸籍総合管理システムについては、機器の標準更新期間の到来によりシステム更新を行うため、各自治体設置用機器の導入経費であります。同じく一つ丸、住民基本台帳ネットワークシステム管理に要する経費でシステム改修委託料64万8,000円は、住民基本台帳ネットワークシステムにおいて旧姓併記に対応するため、平成29年度から2年かけて改修するもので、平成30年度分の改修費であります。同じく備品購入費469万8,000円は、住民基本台帳ネットワークシステムで使用している機器について、標準更新期間の到来により更新するため、CSサーバー等一式の購入費用であります。

3款民生費は20億700万5,000円で、前年度と比較して1億3,201万7,000円の減となりますが、主な要因につきましては、知的障害者福祉費の自立支援給付費の2,953万5,000円の増、身体障害者自立支援医療費の1,405万3,000円の減、地域密着型特別養護老人ホーム建設費補助金2億円の減、障害児施設給付費1,657万6,000円の増、生活保護費1,603万5,000円の増によるものであります。

1目社会福祉総務費の二重丸、福祉医療システムに要する経費346万5,000円は、システム改修委託料で、北海道医療給付事業に係るレセプトの併用可が廃止されることから、それに対応するため、受給者データのレイアウト変更に係るシステム改修が必要となるものであります。

2目障害者福祉総務費の一つ丸、障害者福祉システムに要する経費で備品購入費30万3,000円は、OSの保守サポート終了期限が近づいている高齢者台帳システム用パソコンを更新する経費であります。

6目老人福祉費の一つ丸、在宅老人対策に要する経費で備品購入費60万6,000円は、OSの保守サポート終了期限が近づいている高齢者台帳システム用パソコンを更新する経費であります。

7目国民年金費の一つ丸、国民年金事務に要する経費でシステム改修委託料151万円は、国民年金の各種届け出書の電子媒体化及び様式の統一化に係る経費であります。

3目子ども発達支援費の二重丸、発達支援に要する経費16万4,000円は、障害児対策に要する経費から細目を移したものであります。

4目子育て支援費の二重丸、子ども・子育て支援事業計画策定に要する経費285万7,000円は、子ども・子育て支援法に基づき子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、市内に在住する小学生以下の子供を有する世帯に対し、教育、保育や子ども・子育て支援事業の利用状況及びニーズ量の把握のための調査を行うものであります。同じく二重丸、すこやか子育て応援事業に要する経費1,180万7,000円は、ゼロ歳児の保護者に対し、市内指定店で利用できる月額4,000円分のおむつ等のクーポン券を支給する乳児おむつ無料クーポン券支給事業542万6,000円及び小学生以下の子供のいる世帯に対し、北海道子どもの国ふしぎの森で利用できる無料クーポン券を1世帯当たり10枚支給するふしぎの森利用料無料クーポン券支給事業489万9,000円などの事業により子育て世帯を応援するものであります。同じく二重丸、幼稚園運営支援に要する経費5,183万6,000円は、施設型給付を受ける私立幼稚園に対する施設型給付費負担金などであります。

5目保育所費の一つ丸、保育所の運営管理に要する経費で空知太保育所屋上防水・外壁等改修工事費1,922万4,000円は、昭和57年に建設された空知太保育所は雨漏りと老朽化が見られることから、屋上防水、外壁の大規模改修を含め、経年劣化し破損した設備の改修、交換等を行うものであります。

1目生活保護総務費の一つ丸、生活保護事務に要する経費でシステム機器借上げ料（債務負担初年次分）476万1,000円及び備品購入費11万6,000円は、現行生活保護システムのサポート期間が切れることから、現行システムを更新し、新たなシステムを導入するための経費及びプリンターを購入する経費であります。

次に、37ページ、4款衛生費は7億8,779万8,000円で、前年度と比較して

1億8,451万8,000円の増となりますが、主な要因につきましては、合同墓造成工事費945万円の増、砂川地区保健衛生組合負担金1億3,232万7,000円の増、中・北空知廃棄物処理広域連合負担金1,689万6,000円の増、ごみ収集運搬委託料2,360万7,000円の増によるものであります。

1目保健衛生費の一つ丸、保健衛生対策に要する経費で健康管理システム改修等委託料161万4,000円は、健康管理システムについて地域保健、健康増進に関する報告事項の改正や特定健康診査健診項目等の変更に伴う改修が必要となったものであります。

2目予防費の一つ丸、健康教育に要する経費で講師謝礼4万円は、生活習慣病予防のための食生活改善普及活動や、子供たちや若い親世代への食育の推進など、食生活を中心とした健康づくりの案内役となる食生活改善推進員を養成するための第7期食生活改善推進員養成講座開催経費であります。

3目母子保健費の二重丸、陣痛タクシーに要する経費で6万円は、安心して出産できる環境整備に向け、陣痛タクシーの利用を促進するため、利用料を助成するものであります。

4目環境衛生費の一つ丸、墓地管理に要する経費でシステム改修委託料88万8,000円は、北吉野墓地の利用者等を管理している墓地管理システムの新元号への対応等に伴い、システムの改修を行うものであります。同じく合同墓造成工事費945万円は、少子高齢化や核家族化など社会構造の変化により、親族による墓の維持管理や継承または経済的な理由から建立が困難となるなど、墓に対する不安や悩みを持つ方が多くなってきていることから、北吉野墓地内に1,500体収容できる合同墓を建立するものであります。

1目ごみ処理費の一つ丸、ごみ収集処理に要する経費で収集運搬委託料（債務負担初年次分）9,803万4,000円は、ごみの収集運搬業務に当たり、車両の購入などの設備投資が必要となるため、平成30年7月1日から7年間の契約を債務負担行為により行うこととしたものであり、初年次分の委託料であります。

2目し尿処理費の一つ丸、し尿収集処理に要する経費で収集運搬委託料（債務負担初年次分）1,752万3,000円は、し尿の収集運搬業務に当たり、車両の購入などの設備投資が必要となるため、平成30年7月1日から5年間の契約を債務負担行為により行うこととしたものであり、初年次分の委託料であります。

5款労働費は1,137万3,000円で、前年度と比較して490万3,000円の減となります。主な要因は、若年者就労支援事業に要する経費453万円の減であります。

1目労働諸費の二重丸、若年者就労支援事業に要する経費71万2,000円は、市内企業の問題点を明らかにし、解決する手法を学び、企業のワークライフバランスの推進や市内企業の魅力発信を行うとともに、若者のキャリアデザインを推進することで地元での雇用創出を図るための講師謝礼、企業見学のためのバス借り上げ料などの経費であります。

6款農林費は8,592万7,000円で、前年度と比較して97万6,000円の増となります。主な要因は、地域おこし協力隊に要する経費で288万3,000円の増で

あります。

2目農業振興費の一つ丸、農業振興事業に要する経費でスマート農業推進補助金10万7,000円は、農作業の省力化及び農作物の高品質化対策として、民間企業より寄贈を受けた水田の水位、水温、気温等を自動的に計測する水田センサーを農業団体へ寄贈し、スマートフォンにデータを送信する通信に係る経費の一部を補助することによりスマート農業に関する関心を高めるものであります。同じく一つ丸、鳥獣被害対策に要する経費で備品購入費5万4,000円は、ヒグマを駆除するための箱わな設置の必要性を判断するため、出没情報等があった場所に監視カメラを設置するための備品購入費であります。同じく二重丸、新規就農育成支援事業に要する経費695万1,000円は、担い手確保対策として地方相談会への参加や農業体験事業の実施により新規就農へのきっかけづくりを行うことのほか、就農初期段階の青年就農者に対し、農業次世代人材投資事業補助金として新規就農者の経営安定のために補助するものであります。同じく二重丸、地域おこし協力隊に要する経費288万3,000円は、地域おこし協力隊制度を活用し、農業の担い手不足を解消するため、3年間の地域協力活動により就農、定住、定着を図るため、地域外の人材を受け入れるものであります。

3目農業基盤整備事業費の一つ丸、農業農村整備に要する経費で道営砂川地区農村地域防災減災事業負担金240万円は、道が実施主体として行う農村地域防災減災事業により、平成23年度の豪雪により被災し不要となった豊沼奈江川にかかる農業用水管渠を撤去するための費用の一部を負担するものであります。

7款商工費は1億3,968万1,000円で、前年度と比較して4,648万2,000円の減となります。主な要因は、地域おこし協力隊に要する経費493万2,000円の減、イベント用物品倉庫建設事業費3,606万7,000円の減、オートスポーツランド改善事業に要する経費957万6,000円の減によるものであります。

1目商工振興費の一つ丸、商工業振興対策に要する経費でプレミアム商品券発行事業補助金400万円は、市内における消費の喚起と地域経済の活性化を図るため、1セット1万円につき2,000円のプレミアムとし、2,000セット発行する商工会議所が実施するプレミアム商品券発行事業に対し補助するものであり、商店会連合会商品券発行事業補助金260万円は、砂川商店会連合会の主催事業である夏のトリプルチャンス抽選会、ウインターチャンスセールにおいて発行する商品券の経費及び商店会ゼミナール実施に係る経費を補助するものであり、今年度について60万円増額するものであり、商業街路灯無電柱化工事費補助金359万7,000円は、国道12号の共同溝工事に伴い、今年度工事対象区間にある各商店会が管理する商業街路灯7基への電線を地中から引く工事を各商店会が実施することとなったため、その工事費用を対象商店会へ全額補助するものであります。同じく二重丸、スイートロード事業補助金46万1,000円は、スイートロード協議会が実施するソフト事業に対し経費の一部を補助するものであります。同じく一つ

丸、まちなか集客施設の運営管理に要する経費で共済費1万1,000円、賃金116万1,000円は、まちなか集客施設SuBACoにおける運営管理に関する業務補助として臨時職員を雇用する経費であります。

2目企業誘致費の二重丸、東京砂川会に要する経費55万8,000円は、隔年で開催する総会の開催経費であります。

3目観光費の二重丸、ふるさと名物を活用した観光振興事業に要する経費1,120万4,000円は、官民共同で砂川の魅力再発見や地域課題の分析調査を行い、効果的なプロモーションを実施し、砂川スイーツのブランド力向上を図るとともに、観光客の受け入れ体制の整備や農商工業の強みを生かしたブランドづくりなど総合的に推進する事業を行うものであり、講師謝礼、旅行雑誌への広告料、電動アシスト自転車の購入費、滝川砂川着地型観光推進協議会負担金ほかインバウンド受入協議会への補助金その他の経費であります。

4目活性化プラザ費の一つ丸、活性化プラザの管理に要する経費で備品購入費300万円は、現在冬期間のみ実施している子供の遊具広場を、年間を通じて幼児用遊具を整備することで年間を通じた子供の遊び場を確保し、施設の利活用の促進、にぎわい創出、さらには子育て支援の充実につなげるため、遊び場内遊具を購入する経費であります。

次に、38ページ、8款土木費は13億3,396万8,000円で、前年度と比較して9,724万4,000円の増となりますが、主な要因につきましては、道路橋梁の修繕工事費4,391万7,000円の減、道路橋梁新設改良事業費6,594万7,000円の増、旧オアシスゴルフ場原状回復工事費800万円の増、市営住宅の長寿命化改善工事などの工事費5,594万3,000円の増によるものであります。

1目土木総経費の一つ丸、土木事務に要する経費で備品購入費113万1,000円は、図面のデジタル化を図るため、インクジェット大判プリンターを購入するものであり、無電柱化を推進する市区町村長の会負担金3,000円は、地域の無電柱化を後押しするため、平成27年度に発足し、積極的に政府や民間などとの連携協力を図り、無電柱化の推進を目的とする市区町村長の会で平成30年度から負担金を徴収することになったことから、負担するものであります。

2目道路橋梁維持費の一つ丸、道路橋梁の維持に要する経費で管理業務員報酬234万4,000円は、車両センターの大型重機等の整備管理及び道路の維持管理、除雪業務を行うための管理業務員を雇用するものであります。同じく二重丸、道路橋梁の修繕工事費6,281万5,000円は、2路線の排水修繕工事、跨線橋の舗裝修繕工事、1橋の橋梁修繕工事及び工事に向けた1橋の調査委託であります。

3目道路橋梁新設改良費の二重丸、道路橋梁新設改良事業費4億1,764万3,000円は、記載のとおり、改良舗装等工事11路線、舗装工事1路線、3路線に係る委託料に加え、街路灯設置工事としてLED化を図るもので、車両通行の安全を確保するため、

交差点などに2基の設置及び7基5灯を更新する工事費であります。

1目河川費の二重丸、護岸改修事業費1,350万円は、融雪及び大雨による増水によって護岸が崩れた南5号川及び樋口川の護岸改修工事費であります。

1目都市計画総務費の二重丸、JR砂川駅設備改善事業に要する経費6万円は、高齢者、障害者などを初めとする市民が安全かつ快適に移動できるように、JR砂川駅のエレベーターの設置や上りプラットホームの待ち合い環境改善に向け、引き続きJRと協議するための旅費であります。

2目公園管理費の一つ丸、公園の維持管理に要する経費で公園施設長寿命化遊具修繕工事費118万8,000円は、公園長寿命化計画に基づき、安全・安心な公園を保つため、南吉野公園、晴見公園の遊具修繕を行うものであり、備品購入費64万8,000円は、石狩川河川敷サッカー場の維持管理のための乗用式芝刈り機を購入するものであります。同じく二重丸、砂川緑地の復旧に要する経費2,800万円は、オアシスゴルフ場の閉鎖に伴い、占用している河川緑地を国へ返地するため、占用施設を撤去し、原形復旧を行うものであります。

1目市営住宅管理費の一つ丸、市営住宅の管理に要する経費で工事請負費1億7,031万5,000円は、長寿命化等を図る北光団地屋根・外壁改善工事、宮川西団地屋根・外壁塗装改修工事、東町団地物置屋根改修工事、住み替えに伴い空き住棟を解体する宮川・豊栄団地解体工事を行うものであります。備品購入費21万4,000円は、三砂ふれあい団地に設置されている消火器について、製造後10年を経過したものの取りかえを行うものであります。同じく一つ丸、改良住宅の管理に要する経費で工事請負費4,420万9,000円は、老朽化が進んでいる非常用照明を順次LED灯に改修する非常用照明LED化工事及び宮川中央団地集会所南側広場の整備として宮川中央団地公園環境整備工事を行うものであります。

2目住宅管理費の二重丸、ハートフル住まいる推進事業に要する経費4,430万円は、砂川市住生活基本計画に基づくハートフル住まいるプロジェクトの各補助金について、所得要件の撤廃、子育て支援補助金及び新規移住祝い金を住み替え支援事業に移行するなど見直しを図るとともに、高齢者等安心住まいる住宅改修補助金では対象工事の拡充、永く住まいる住宅改修補助金では新たに危険な擁壁の改修を対象に加え、老朽住宅除却費補助金では除却の促進を図るため、新耐震基準の建物も対象とするほか、建築年、構造などにより細分化した補助率の見直し、住宅用太陽光発電システム導入費補助金では対象費用及び上限額の拡充など制度の充実を図り実施するものであります。同じく二重丸、住み替え支援事業に要する経費1,286万3,000円は、住み替え支援プロジェクトとして高齢者等世帯と子育て世帯等の住宅規模のミスマッチの解消に寄与するため、住み替え支援協議会の空き家物件情報の登録に結びつけ、利活用と住み替えの促進を図る登録物件促進補助金、子育て支援や若年夫婦の住み替えを支援する同居近居促進補助金などの新たな補

助制度を実施するものであります。

9款消防費は3億7,862万5,000円で、前年度と比較して1,508万7,000円の減となりますが、主な要因につきましては、砂川市広域消防組合負担金の1,913万7,000円の減によるものであります。

2目災害対策費の一つ丸、災害対策に要する経費で排水用水中ポンプつり下げ装置設置工事費109万8,000円は、樋門に水中ポンプを迅速かつ安定して設置できるようつり下げ装置の設置を行うものであり、備蓄品購入費56万4,000円は、非常用備蓄食料品を更新するものであります。また、備品購入費1,455万7,000円は、大雨により川の水位情報に伴い、樋門を閉鎖した際の内水氾濫被害の軽減を図るため、排水用水中ポンプ、発電機及びその他備品を購入するものであります。

次に、39ページ、10款教育費は5億8,403万3,000円で、前年度と比較して5億260万6,000円の減となりますが、主な要因につきましては、市営野球場改修事業費4億9,800万円の減、校務用パソコン及び教育用タブレットなどの小中学校の備品購入費4,918万8,000円の減、公民館ボイラー更新工事費1,454万4,000円の増、地域交流センターの運営管理に要する経費942万9,000円の増によるものであります。

2目事務局費の一つ丸、教育関係団体に要する経費で北海道学校保健研究大会事業補助金15万円は、学校保健に携わる関係者が一堂に会し、児童生徒の心身の健康増進及び学校保健活動の充実について研究、協議を行う大会が砂川市で実施することに伴う開催地負担金であります。同じく一つ丸、砂川高校の支援に要する経費で生徒募集用広告印刷費7万8,000円、対話型学習プログラム授業補助金30万円は、砂川高校の教育を活性化し、魅力を高めることで進学希望者の増加を促し、間口確保につなげる対策として支援を拡充して実施するものであります。

1目小学校管理費の一つ丸、学校の管理に要する経費で校舎内床ワックス塗布委託料61万2,000円は、児童のけが防止と床の延命化を図るため、北光小学校の体育館、廊下について実施する委託料であります。工事請負費2,704万3,000円は、老朽化が進んでいる砂川小学校の遊具設置工事、老朽化により交換が必要な砂川小学校ダムウェーター改修工事、老朽化により雑音や音声が途切れるなどふぐあいのある中央小学校電話システム改修工事、カーペットが設置されてから25年以上経過し、破損やカビ臭気の悪化が顕著である中央、空知太、北光の各小学校の音楽室床改修工事、老朽化によりふぐあいが生じている放送設備を改修する中央小学校放送設備改修工事、中央小学校トイレ洋式化工事を行うもので、備品購入費229万円は、老朽化により更新する除雪機などを購入する経費であります。

2目小学校教育振興費の一つ丸、特別支援教育に要する経費で生活支援員賃金131万2,000円は、食事摂取時など日常生活について全面的に介助が必要な児童のために特

別支援学級生活支援員を配置するための費用であります。同じく二重丸、社会科副読本に要する経費142万4,000円は、小学校3年、4年生の社会科の授業において砂川市の歴史等を学ぶために必要となる副読本「すながわ」を改訂する経費であります。同じく二重丸、教師用教科書・指導書に要する経費88万1,000円は、平成30年度から道徳の教科化がスタートすることに伴い、教職員の指導方法の平準化を図り、各児童が均一な学習を受けられるよう、教師用教科書と指導書の購入費であります。同じく二重丸、外国青年招致事業に要する経費323万8,000円は、小学校における外国語教育に関し、新学習指導要領への移行期間である平成30年度は第3、4学年で新たに外国語活動を導入し、第5、6学年で授業時間数が増加することから、指導体制の充実等のため、外国語指導助手を配置する経費であります。同じく二重丸、市費教員任用に要する経費654万3,000円は、北光小学校第5、6学年の児童数が合わせて16人以下であり、本来であれば複式学級になるが、児童の負担等を考慮し、市独自で単式学級を維持していくため、引き続き市の負担による教員を任用する経費及び第3、4学年については児童数が合わせて16人以下の可能性があり、平成30年度より複式学級の導入に向け、児童の学習をサポートする支援員を配置する経費であります。

1目中学校管理費の一つ丸、学校の管理に要する経費で砂川中学校校舎及び体育館の屋上防水改修工事費2,961万4,000円は、劣化が進み、雨漏りが頻発しているため、改修を行うものであります。

1目社会教育費の一つ丸、文化財保護に要する経費で指定文化財補助金31万1,000円は、砂川市指定文化財である街頭もちつきの伝承のため、その保持団体に対し白購入費及び記念誌発行に係る経費の一部を補助するものであります。同じく一つ丸、芸術文化事業に要する経費で地域の文化・芸術活動事業補助金260万円は、文化、芸術の振興により創造性豊かな地域づくりの推進のため、NPO法人ゆうが実施する市民参加型音楽劇創作プログラム事業及び地域に根差したキッズジャズスクールのさらなるレベル向上、発展を支援する札幌砂川幕別音楽ネットワーク事業へ補助するものであります。同じく一つ丸、青少年健全育成事業に要する経費で講師謝礼1万2,000円は、小学校の次期学習指導要領で導入が予定されているプログラミングの授業について、小学校での導入に先駆けて体験教室事業を実施するための講師謝礼であります。同じく一つ丸、放課後子ども教室推進事業に要する経費で賃金67万2,000円は、北光小学校において新たに放課後学校が開設され、放課後子ども教室事業が拡充することに伴い、その事務補助として必要となる臨時職員の賃金であります。同じく一つ丸、地域交流センターの運営管理に要する経費で備品購入費49万2,000円は、ふぐあいが発生しているデジタルカメラ、デジタルビデオカメラなどを購入するものであります。

2目公民館費の一つ丸、公民館の管理に要する経費で業務員報酬623万7,000円及び賃金156万2,000円は、公民館施設の管理及び運営を直営で行うことから必要



な職員を配置する経費であり、非常用発電機定期点検委託料29万4,000円は、隔年で定期点検が推奨されていることから定期点検を実施するものであり、ボイラー更新工事費1,454万4,000円は、老朽化が進行し、ふぐあいが多く発生していることから温水ボイラーを更新する経費であり、備品購入費30万7,000円は、第2実習室のガスコンロや司会者台などを購入する費用であります。同じく一つ丸、郷土資料室の運営管理に要する経費でデジタルデータ化委託料27万6,000円は、郷土資料室等で保存収集している映像や音声資料のうち、郷土資料として後世に残すべき資料をデジタル化する費用であり、備品購入費23万2,000円は、映像上映用の備品を購入するものであります。

3目図書館費の一つ丸、図書館の運営管理に要する経費で保守点検等委託料145万6,000円は、図書館管理システムの保守点検とクラウドサービス利用料であり、図書館管理システム等購入費491万1,000円は、インターネットで予約が可能となるなどサービス向上となることから、図書館の管理システムを導入するものであります。

1目市民スポーツ推進費の一つ丸、体育振興及び指導に要する経費で賃金742万4,000円は、管理及び運営を直営で行うことから必要な職員を配置する経費であり、北海道日本ハムファイターズ野球教室指導謝礼33万円は、市営野球場改修工事完成に伴う事業として野球教室を実施するための費用であります。

2目体育施設費の一つ丸、総合体育館の管理に要する経費で管理員報酬424万8,000円、業務員報酬623万7,000円、賃金182万3,000円は、管理及び運営を直営で行うことから必要な職員を配置する経費であります。同じく一つ丸、海洋センターの管理に要する経費で業務員報酬623万7,000円、賃金182万3,000円は、管理及び運営を直営で行うことから必要な職員を配置する経費であり、備品購入費12万8,000円は、艇庫開放用のライフジャケットの一部を更新するものであります。同じく一つ丸、市営野球場の管理に要する経費で光熱水費52万円は、芝生管理用の水道料及びスコアボード等の電気料であり、維持管理委託料376万4,000円は、競技フィールド内の芝生について確実な生育と良好な管理が必要なことから、専門知識を有する業者に維持管理を委託する経費であり、備品購入費392万4,000円は、市営野球場管理用のスポーツトラクターの購入費用であります。

1目給食センター費の一つ丸、学校給食の実施に要する経費で工事請負費766万9,000円は、冷凍庫・冷蔵庫・冷風庫内冷却機改修工事は、老朽化により改修を行うものであり、調理室等改修工事は、下処理室の幅木部分の腐食により壁面内部が崩れ落ちかけている箇所があり、修繕を行うものであり、キュービクル改修工事は、高圧ガス開閉器の老朽化とフェンス扉の修繕のため改修工事を行うものであります。また、備品購入費1,991万5,000円は、駆動系部品の摩耗が著しい食缶洗浄機を更新するものであります。

次に、40ページ、11款公債費は11億4,289万円で、前年度と比較して6,002万7,000円の減となります。

12款諸支出金は32億1,652万2,000円で、前年度と比較して3,353万4,000円の増となります。増減については記載のとおりであります。3目病院会計繰出金は3,010万7,000円の増となりますが、地方交付税算定における病院事業債の償還の増、過疎対策事業債の償還の増となるものの、看護学校分の減少などによる普通交付税分の減、基礎年金拠出金分及び追加費用分の増などによる特別交付税分の増が主な要因であります。

13款職員費は14億8,456万1,000円で、前年度と比較して5,614万2,000円の増となります。

以上が歳出であります。

次に、歳入について申し上げますが、戻っていただきまして、32ページをごらんいただきたいと存じます。主なもののみ説明してまいります。

1款市税は19億9,818万5,000円で、前年度と比較して1,280万9,000円の減となりますが、主な要因につきましては、個人市民税1,872万1,000円の増、固定資産税で評価替えなどにより1,692万6,000円の減、市たばこ税で1,279万5,000円の減であります。

次に、33ページ、10款地方交付税は46億300万円で、前年度と比較して1,300万円の減となりますが、地方財政対策では前年度比3,213億円の減額が示されているところでありますので、国で示された推計伸び率や起債償還額に昨年実績を加味し、基準財政需要額は720万8,000円の増額を見込みましたが、基準財政収入額は市税は減額を見込むものの、地方消費税交付金や自動車取得税交付金では増額見込みとなることから2,020万8,000円の増額を見込み、特別交付税と合わせて差し引きでは1,300万円の減を見込んだところであります。

次に、34ページ、14款国庫支出金は11億5,374万9,000円で、前年度と比較して4,305万6,000円の増となります。

1目民生費国庫負担金で知的障害者福祉費1,476万8,000円の増は、自立支援給付費の増によるものであり、生活保護費1,202万5,000円の増は、医療扶助費の増が主なものであります。

1目土木費国庫補助金で社会資本整備総合交付金事業費2,050万9,000円の増は、長寿命化型改善事業の増が主なものであります。

15款道支出金5億1,966万7,000円で、前年度と比較して1,795万2,000円の増となります。

1目民生費道負担金で知的障害者福祉費738万4,000円の増は、自立支援給付費の対象者の増によるものであります。

2目民生費道補助金で児童福祉費504万円の増は、多子世帯保育料軽減支援事業によるものであります。

18款繰入金は4億504万2,000円で、前年度と比較して1,471万7,000円の増となりますが、主な要因につきましては、財政調整基金繰入金200万円の減、ふるさと納税などの寄附金を積み立てた基金から各事業に充当するまちづくり事業基金繰入金1,087万円の減、社会福祉事業振興基金繰入金2,690万2,000円の増であります。

次に、35ページ、20款諸収入は8億5,594万円で、前年度と比較して1億332万2,000円の減となりますが、主な要因につきましては、スポーツ振興くじ助成金1億400万円の減によるものであります。

21款市債は11億8,210万円で、前年度と比較して2億9,630万円の減となりますが、主な要因につきましては、1目土木債で公営住宅建設事業債1,850万円の増、2目過疎対策事業債で廃棄物処理施設整備事業債2億3,730万円の増、市営野球場整備事業債3億9,390万円の減、介護福祉施設整備事業債2億円の減、3目臨時財政対策債で3,200万円の減、5目公共施設等適正管理推進事業債3,850万円の増によるものであります。

以上が歳入であります。予算書の220ページ以降には給与費明細書、継続費に関する調書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書を添付しておりますので、ご高覧の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君（登壇） それでは、私から議案第8号、議案第10号、議案第11号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第8号 平成30年度砂川市国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の235ページをお開き願います。第1条は、歳入歳出予算であり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23億1,770万7,000円と定めるものであります。

第2条は、一時借入金であり、一時借入金の借り入れの最高額は、3億円と定めるものであります。

第3条は、歳出予算の流用であり、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費を各項の間で流用することができると定めるものであります。

初めに、平成30年度から始まる国民健康保険の都道府県単位化について申し上げます。本年4月から国民健康保険の財政運営が北海道へ移行することに伴い、これまで本市に係る前期高齢者納付金等の拠出金について支出するとともに、歳入としてこれらに係る前期高齢者交付金等を受けておりましたが、これらが北海道において行われることから、平成

30年度歳入歳出予算の総額は前年度予算額と比較して5億4,713万9,000円の減となったところであります。また、都道府県単位化により歳出の保険給付費につきましては、北海道より保険給付費等交付金として交付され、急激な保険給付費の増加にも対応できることから、安定した財政運営が図られるものであります。

それでは、主なものについて歳出からご説明申し上げます。268ページをお開き願います。1款総務費、1項1目一般管理費で対前年比507万3,000円の減は、一般管理事務に要する経費のうち、都道府県単位化に係る電算システム改修委託料の皆減によるものであります。なお、アンダーラインを付しております番号制度システム整備委託料43万1,000円は、マイナンバー制度における国及び北海道等との情報連携に伴う改修費用であり、国保情報集約システム負担金66万3,000円及び国保事業共同電算化に要する経費のうち、事業状況報告システム負担金24万2,000円は、都道府県単位化に伴い北海道国民健康保険団体連合会に対し追加された負担金であります。

274ページをお開き願います。2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費で対前年比2,900万円の増、2目退職被保険者等療養給付費で対前年比3,997万3,000円の減、3目一般被保険者療養費で対前年比20万2,000円の増、4目退職被保険者等療養費で対前年比4万6,000円の減、276ページでございます。2項1目一般被保険者高額療養費で対前年比1,465万6,000円の増及び2目退職被保険者等高額療養費で対前年比504万3,000円の減は、それぞれ平成29年度の決算見込み額と同額程度を見込み、さらに退職者医療保険制度の廃止に伴い、漸次退職被保険者が一般被保険者に移行することを考慮したものであります。

278ページをお開き願います。5項1目葬祭費で対前年比60万円の増は、都道府県単位化により葬祭費の支給額が全道で統一されることに伴うものであります。

280ページをお開き願います。3款国民健康保険事業費納付金で4億2,615万5,000円は、都道府県単位化に伴い平成30年度から新たに追加されたもので、保険給付費に必要な費用を北海道が全道の各市町村の被保険者数、所得及び医療費等の状況に応じて案分し算出した金額を納付するものであります。

282ページをお開き願います。4款共同事業拠出金で対前年比5億4,762万8,000円の減は、都道府県単位化に伴う拠出金の減であり、今後は退職医療制度の対象者を把握するための費用のみを計上するものであります。

284ページをお開き願います。5款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費で対前年比91万4,000円の増は、主に特定健康診査等に要する経費のうち特定健康診査結果のデータ入力に伴う賃金の増によるものであり、アンダーラインを付しております保健指導用ソフト使用料4万6,000円は、保健指導に使用するタブレット端末に係る経費であります。

294ページをお開き願います。9款前年度繰上充用金3,013万7,000円につ

きましては、平成29年度の収支不足を補うものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては239ページ、総括でご説明させていただきます。1款国民健康保険税は2億5,202万2,000円で、対前年比1,708万9,000円の減であり、主に一般被保険者国民健康保険税の所得割の減によるものであります。

2款道支出金は18億5,813万3,000円で、対前年比17億3,449万9,000円の増であり、都道府県単位化による公費の配分方法の変更によるものであります。

4款繰入金金は2億616万9,000円で、対前年比656万円の増であり、主に国の財政支援措置を含めた一般会計繰入金金の増によるものであります。

6款諸収入は138万円で、対前年比8,520万5,000円の減であり、主に収支不足額を補填する雑入の減によるものであります。

以上が歳入であります。予算書の306ページから313ページには給与費明細書を添付しておりますので、ご高覧の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第10号 平成30年度砂川市介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の359ページをお開き願います。第1条は、歳入歳出予算であり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17億8,355万4,000円と定めるものであります。

第2条は、一時借入金であり、一時借入金の借り入れの最高額は、1億円と定めるものであります。

第3条は、歳出予算の流用であり、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費を各項の間で流用できると定めるものであります。

それでは、主なものについて歳出からご説明申し上げます。386ページをお開き願います。1款総務費、1項1目一般管理費で、アンダーラインを付しております電算システム改修委託料408万3,000円は、介護保険制度の改正に伴い、高額介護サービス費の年間上限額の設定及び自己負担3割の導入に係るシステム改修に要する経費であります。同じくアンダーラインを付しております電算事務負担金17万8,000円は、総合行政情報システムのサポート期間終了に伴うパソコン等の機器更新等に伴う経費であります。

390ページをお開き願います。2款保険給付費、1項1目居宅介護サービス給付費で対前年比4,844万3,000円の減は、特定施設入居者生活介護サービスの前年度利用実績に基づく減によるものであります。

2目地域密着型介護サービス給付費で対前年比4,280万4,000円の増は、地域密着型特別養護老人ホームの開設による増によるものであります。

3目施設介護サービス給付費で対前年比5,329万6,000円の減は、介護療養型医療施設の前年度利用実績に基づく減によるものであります。

396ページをお開き願います。5項1目特定入所者介護サービス費で対前年比750万9,000円の増は、地域密着型特別養護老人ホームの開設に伴う食費、居住費の利用者負担軽減対象者の増によるものであります。

404ページをお開き願います。4款地域支援事業費、3項1目包括的支援事業費で対前年比607万6,000円の増は、406ページをお開き願います。二重丸、生活支援体制整備事業に要する経費684万円で、高齢者の介護予防や在宅生活の支援を強化するため、生活支援コーディネーターを配置するとともに、関係機関で組織する協議体を設置し、地域の支え合い体制づくりを推進する経費であり、本事業の実施につきましては、高齢者福祉施策及び地域の状況に精通している砂川市社会福祉協議会に委託する予定であります。同じく3項2目任意事業費のうち、アンダーラインを付しておりますパンフレット購入費54万4,000円は、介護保険制度を含めた市の高齢者施策を広く周知するため、制度改正が行われる3年ごとに購入するものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては365ページ、総括でご説明申し上げます。1款保険料は3億1,741万1,000円で、対前年比77万3,000円の減であり、被保険者数の減によるものであります。

2款分担金及び負担金は128万7,000円で、対前年比20万6,000円の減であり、紙おむつ利用券の利用件数の減及び情報共有ネットワーク事業に要する経費の減に伴う事業所負担分の減によるものであります。

3款国庫支出金4億5,030万6,000円で、対前年比694万7,000円の減、5款道支出金2億7,012万2,000円で、対前年比1,125万1,000円の減、7款繰入金2億8,385万3,000円で、対前年比959万4,000円の減は、保険給付費の減に伴う負担ルール分の減によるものであります。

4款支払基金交付金4億5,993万5,000円で、対前年比3,848万4,000円の減は、保険給付費の減及び第2号被保険者の負担割合が改定されたことに伴う負担ルール分の減によるものであります。

6款財産収入63万1,000円は、基金運用利息であります。

8款繰越金、9款諸収入につきましては、前年度と同額であります。

なお、予算書の414ページ及び415ページには給与費明細書を添付しておりますので、ご高覧の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第11号 平成30年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の417ページをお開き願います。第1条は、歳入歳出予算であり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億9,469万2,000円と定めるものであります。

それでは、主なものについて歳出からご説明申し上げます。436ページをお開き願います。1款総務費、1項1目一般管理費で対前年比62万5,000円の増は、主にアン

ダーラインを付しております保険料軽減特例の見直しに伴う電算システム改修委託料129万6,000円の増によるものであります。

438ページをお開き願います。2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1日後期高齢者医療広域連合納付金で対前年比903万2,000円の増は、主に保険料分負担金の増によるものであります。

440ページをお開き願います。3款保健事業費、1項1目健康保持増進事業費で対前年比37万7,000円の減は、主に後期高齢者健康診査委託料の減によるものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては421ページ、総括でご説明させていただきます。1款後期高齢者医療保険料は2億1,241万円で、対前年比401万2,000円の増であり、主に所得割賦課対象額の増及び保険料率の改定によるものであります。

2款国庫支出金は129万6,000円で、電算システム改修に係る高齢者医療制度円滑運営事業費補助金の皆増によるものであります。

4款繰入金金は3億7,811万9,000円で、対前年比437万円の増であり、一般会計繰入金金のうち、主に事務費分繰入金金の増によるものであります。

6款諸収入は286万5,000円で、対前年比39万4,000円の減は、健康診査の減に伴う受託事業収入の減によるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 湯浅克己君（登壇） 議案第9号 平成30年度砂川市下水道事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

予算書の315ページをお開きいただきたいと存じます。第1条は、歳入歳出予算であります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億1,831万4,000円と定めるものであります。

第2条は、地方債であります。318ページ、第2表、地方債に記載のとおり、限度額の合計を1億2,080万円と定めるものであります。

第3条は、一時借入金であります。一時借入金の最高額を3億円と定めるものであります。

それでは、主な内容につきましてご説明を申し上げます。歳出からご説明申し上げますので、336ページをお開きいただきたいと存じます。前年度予算との比較でご説明を申し上げます。1款下水道費、1項1目一般管理費4,949万5,000円は648万6,000円の減であり、一つ丸、一般管理事務に要する経費で企業会計移行業務委託料938万9,000円の減、消費税203万円の増、企業会計移行に向けた会計システム保守委託料16万9,000円の増が主なものであります。

次に、2目維持管理費1億523万8,000円は877万6,000円の減であり、

一つ丸、下水道管渠の維持管理に要する経費で中空知広域水道企業団の電算システム改修の終了及び砂川営業所臨時職員の減などによる下水道使用料算定等事務委託負担金221万3,000円の減、下水道処理施設の消化槽更新工事の終了に伴う維持管理費の減などによる石狩川流域下水道組合負担金712万7,000円の減が主なものであります。

338ページをお開き願います。3目水洗化促進費200万2,000円は、前年度と同額であります。

340ページをお開き願います。4目公共下水道整備事業費3,468万6,000円は6,103万2,000円の減であり、二重丸、公共下水道整備事業費で工事請負費6,700万円の減、委託料500万円の増が主なものであります。平成30年度の事業につきましては、説明欄に記載のとおり、交付金事業として奈江豊平川14排水区管渠新設工事に係る公共下水道管路実施設計ほか2件の業務委託を予定しております。

342ページをお開き願います。5目流域下水道整備事業費1,852万8,000円は244万3,000円の増であり、一つ丸、流域下水道整備事業費で北海道が実施する流域下水道施設の更新工事費の増などによる流域下水道整備工事負担金225万3,000円の増が主なものであります。

344ページをお開き願います。2款個別排水処理事業費、1項1目個別排水処理事業費2,646万5,000円は182万2,000円の増であり、二重丸、整備事業に要する経費で合併処理浄化槽設置工事費48万7,000円の増、一つ丸、維持管理に要する経費で修繕料80万3,000円の増、浄化槽維持管理委託料54万7,000円の増が主なものであります。

346ページをお開き願います。3款公債費、1項1目元金4億2,279万1,000円は1,039万4,000円の減であり、一つ丸、下水道地方債償還元金で過去に借り入れた起債の償還終了などによる1,062万2,000円の減、一つ丸、個別排水処理地方債償還元金で未償還額が増加していることによる22万8,000円の増によるものであります。

次に、2目利子5,905万9,000円は979万円の減であり、一つ丸、下水道地方債償還利子で970万1,000円の減、一つ丸、個別排水処理地方債償還利子で8万9,000円の減は、過去に借り入れた起債の償還終了及び利率見直しで借り入れたものの利率低下などによるものであります。

348ページをお開き願います。4款諸支出金、1項1目過年度過誤納還付金5万円は、前年度と同額であります。

以上が歳出でありまして、歳入につきましては319ページ、総括でご説明を申し上げます。1款分担金及び負担金268万4,000円は90万3,000円の増であり、下水道受益者負担金の現年賦課分の増が主なものであります。

2款使用料及び手数料3億7,676万円は94万円の減であり、汚水排水量の減によ



る下水道使用料の現年度分の減が主なものであります。

3 款国庫支出金 6 9 0 万円は 3, 1 0 0 万円の減であり、社会資本整備総合交付金事業費補助金の減によるものであります。

4 款繰入金 2 億 6 8 6 万円は 2 5 4 万 7, 0 0 0 円の減であり、下水道事業特別会計の収支調整のため一般会計から繰り入れるもので、歳出で下水道使用料算定等事務委託負担金の減、石狩川流域下水道組合負担金の減などによる下水道事業分の管理運営費の減が主なものであります。

5 款繰越金 1, 0 0 0 円は、前年度と同額であります。

6 款諸収入 4 3 0 万 9, 0 0 0 円は 2 万 9, 0 0 0 円の減であり、水洗便所改造資金貸付金元利収入の公共下水道分の減が主なものであります。

7 款市債 1 億 2, 0 8 0 万円は 5, 8 6 0 万円の減であり、償還元金の減による下水道資本費平準化債の減、公共下水道整備事業費の減による公共下水道整備事業債、過疎対策事業債の減、公営企業会計適用債の減が主なものであります。

以上が歳入であります。

なお、3 5 0 ページ以降には給与費明細書、地方債に関する調書を添付しておりますので、ご高覧をいただき、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 病院事務局長。

○病院事務局長 氏家 実君 (登壇) 議案第 1 2 号 平成 3 0 年度砂川市病院事業会計予算についてご説明申し上げます。

1 ページをお開きいただきたいと存じます。第 2 条は、業務の予定量であり、(1) 病床数は 4 9 8 床、(2) 年間患者数は入院を 1 4 万 8, 1 4 9 人、外来を 2 5 万 6 5 0 人とし、(3) 1 日平均患者数は入院を 4 0 6 人、外来を 1, 0 2 7 人と予定したところであります。(4) 主要な建設改良事業は、1、医療機械器具整備事業であります。

第 3 条は、収益的収入及び支出の予定額であり、病院事業収益は 1 3 1 億 6, 1 7 8 万 7, 0 0 0 円、病院事業費用は 1 4 2 億 2, 2 8 1 万 1, 0 0 0 円と定めるものであります。

2 ページをお開きいただきたいと存じます。第 4 条は、資本的収入及び支出であり、資本的収入は 8 億 8, 4 3 4 万 6, 0 0 0 円、資本的支出は 1 3 億 9, 6 1 1 万 1, 0 0 0 円と定め、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 5 億 1, 1 7 6 万 5, 0 0 0 円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

第 5 条は、企業債であり、医療機械器具整備事業の起債限度額を 4 億 8 6 0 万円と定めるものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法は、それぞれ記載のとおりであります。

第 6 条は、一時借入金の限度額を 3 億円と定めるものであります。

第 7 条は、予定支出の各項の経費の金額の流用であり、流用することができる場合は消

費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用と定めるものであります。

3ページをごらんいただきたいと存じます。第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費であり、(1)職員給与費77億3,557万9,000円、(2)交際費350万円と定めるものであります。

第9条は、重要な資産の取得及び処分であり、取得する資産を器械備品の超音波画像診断装置及び眼科用レーザー光凝固装置とするものであります。

4ページをお開きいただきたいと存じます。収益的収入であります。1項医業収益は、前年度より6億6,910万7,000円増の119億1,909万3,000円を予定したところであります。

主な内容といたしましては、1目入院収益は前年度より5億9,287万1,000円増の84億8,326万5,000円で、1人当たりの診療単価では前年度より655円増の5万7,262円、2目外来収益は前年度より8,320万円増の31億8,879万4,000円で、1人当たりの診療単価では前年度より822円増の1万2,722円、3目その他医業収益は前年度より696万4,000円減の2億4,703万4,000円を予定したところであります。

2項医業外収益は、前年度より2,290万2,000円増の11億5,108万3,000円を予定したところであります。

主な内容といたしましては、6ページをお開きいただきたいと存じます。3目負担金交付金で国の交付税算定に基づいた市からの繰入金の前年度より2,493万9,000円増の9億2,518万4,000円、6目その他医業外収益は前年度より277万1,000円増の1億1,177万3,000円を予定したところであります。

3項看護専門学校収益は、前年度より1,213万円減の7,293万5,000円を予定したところであります。

4項院内保育事業収益は、前年度より216万2,000円増の1,837万5,000円を予定したところであります。

8ページをお開きいただきたいと存じます。5項特別利益は、前年度と同額の30万1,000円を予定したところであります。

10ページをお開きいただきたいと存じます。収益的支出であります。1項医業費用は前年度より4億5,616万8,000円増の139億4,098万7,000円を予定したところであります。

主な内容といたしましては、1目給与費は職員数の増加に伴い、前年度より2億5,742万7,000円増の76億4,174万6,000円を予定したところであります。

12ページをお開きいただきたいと存じます。2目材料費は、前年度より1億791万4,000円増の32億1,100万4,000円。

3目経費は、15ページの8節光熱水費や12節修繕費の増額などに伴い、前年度より1億7,451万4,000円増の20億1,442万1,000円を予定したところであります。

16ページをお開きいただきたいと存じます。4目減価償却費は、平成24年度に購入した医療機器の一部が減価償却を終了したことから、前年度より6,111万8,000円減の9億5,767万3,000円。

5目資産減耗費は、前年度より2,038万2,000円減の836万6,000円。

6目研究研修費は、前年度より218万7,000円減の1億777万7,000円を予定したところであります。

18ページをお開きいただきたいと存じます。2項医業外費用は、前年度より550万円減の1億954万2,000円を予定したところであります。

主な内容といたしましては、1目支払利息及び企業債取扱諸費は、企業債利息の減に伴い、前年度より541万2,000円減の9,385万8,000円を予定したところであります。

3項看護専門学校費用は、前年度より687万4,000円増の1億2,365万6,000円を予定したところであります。

22ページをお開きいただきたいと存じます。4項院内保育事業費用は、1目経費、6節委託料の増加に伴い、前年度より293万1,000円増の3,440万6,000円を予定したところであります。

5項特別損失においては、24ページの2目修学資金返還免除費の増額に伴い、前年度より117万円増の1,422万円を予定したところであります。

26ページをお開きいただきたいと存じます。資本的収入であります。1項企業債は、医療機械器具整備事業に係る借り入れ予定額であり、前年度より2億4,670万円減の4億860万円を予定したところであります。

3項出資金は、1目一般会計出資金で国の交付税算定に基づいた市からの出資金において繰り入れ基準となる企業債元金償還金の増に伴い、前年度より1,702万1,000円増の4億6,813万1,000円を予定したところであります。

28ページをお開きいただきたいと存じます。資本的支出であります。1項建設改良費は、1目資産購入費において超音波画像診断装置、眼科用レーザー光凝固装置などの医療機械器具の整備を図るものであり、前年度より2億660万4,000円減の4億5,528万7,000円を予定したところであります。

2項企業債償還金は、1目元金償還金において前年度より4,001万8,000円増の9億14万4,000円を予定したところであります。

3項投資は、1目長期貸付金において看護学生へ修学資金の貸与を行うものであり、前年度より396万円増の4,068万円を予定したところであります。

30ページ以降は財務諸表など予算に関連する資料でありますので、ご高覧いただき、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 以上で各議案の提案説明を終わります。

◎休会の件について

○議長 飯澤明彦君 お諮りします。

3月9日は、議案調査等のため本会議を休会としたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、3月9日は休会することに決定しました。

◎散会宣告

○議長 飯澤明彦君 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後 3時04分